

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成24年12月13日（第8日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第4回平泉町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

なお、吉田孝市農業委員会会長は、健康上の理由により会議を欠席する旨の届出がありました。吉田孝市農業委員会会長に代わって今野利美農業委員会会長職務代理者が出席しております。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査申し出について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設の整備と財政について、（2）子育て支援について、（3）交通弱者対策について。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し

出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番 (阿部正人君)

閉会中の継続調査申し出についてであります。朗読に代えさせていただきます。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1) 6次産業化の推進について、(2) 滞在型の観光客誘致策について、(3) 生活道路の舗装化推進について。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第3、請願第4号、放射能による健康被害から子どもたちを守るためにホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求める請願及び、日程第4、請願第5号、医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書並びに、日程第5、請願第6号、「平泉文化ホール」の早期建設についての請願を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

請願審査の報告を行いたいと思います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願第4号、件名、放射能による健康被害から子どもたちを守るためにホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求める請願、採択すべきものとなりました。

請願第5号、件名、医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書。審査結果、採択すべきものとなりました。

請願第6号、件名、「平泉文化ホール」の早期建設についての請願。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見として付しました。一つ、新総合計画に盛り込み、計画的な整備に努めるよう考慮されたい。二つ、既存の施設で不備な点については、改善され使用方法を考慮されたい。以上、報告いたします。

議長（青木幸保君）

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第4号は、採択することに決定しました。

次に、請願第5号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第5号は、採択することに決定しました。

次に、請願第6号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第6号は、採択することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第6、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、畠山寛二議員。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申し出であります。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業について。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第7、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(青木幸保君)

日程第8、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8番、佐々木雄一議員。

8番(佐々木雄一君)

閉会中の継続調査を申し出るものであります。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出ます。1、事件、行財政の調査について。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(青木幸保君)

ただいま行財政調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(青木幸保君)

日程第9、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番(佐藤孝悟君)

閉会中の継続調査申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第10、承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書1ページでございます。承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、2ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

14款県支出金、3項委託金686万2,000円、これは衆議院議員総選挙執行委託金でございます。

歳入合計補正額686万2,000円。

次に歳出でございます。

2款総務費、4款選挙費686万2,000円、これには衆議院議員総選挙執行に係る事務従事職員の時間外手当が370万円が含まれております。

歳出合計補正額686万2,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

選挙に伴う時間外手当が370万円程ありますが、市町村合併をして大きな市と小さな町しか残っていない状況で開票時間の問題が余計目立つようになると思うのですが、当町においてはどれぐらいの時間を目安にして開票するつもりなのか。以前と比べてどれほど早くできるとか、そ

ういう目標をお持ちであればお示し願います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今回の衆議院議員総選挙の開票時間につきましては、開票終了予定を22時30分と報告しているところでございます。いずれ報告時間以内には完了するような形で最善を尽くして参りたいと考えてございます。

それから、この時間につきましては前回の報告時間と同じ時間ということで報告をしているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第11、議案第57号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第57号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税の賦課及び調定につきましては税務課が、国民健康保険の企画運営、その他国民健康保険に関することを町民福祉課で事務分掌しております。今回、国保事業の健全かつ安定運営に向けた国保税の税率の見直しに関する改正でございますので、私の方から説明をさせてい

たきます。

参考資料 1 ページの平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

国保税率見直しに係るそれぞれの条項の改正でございますが、第129条から第131条の2までは、医療給付費分の税率を改正しようとするもので、所得割にあつては「100分の4.5」から「100分の6.0」に、均等割にあつては「16,000円」から「20,000円」に、平等割にあつては、特定世帯以外は「14,000円」から「18,000円」に、特定世帯にあつては「7,000円」から「9,000」円に改正しようとするものです。この特定世帯とは、元々国保世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度に移行して国保の被保険者でなくなったため1人だけ国保に残った世帯をいいます。

次に、第132条から1ページ裏の第133条の3までは介護納付金分の税率を改正しようとするもので、所得割にあつては「100分の1.7」から「100分の2.4」に、均等割にあつては「9,000円」から「11,000円」に、平等割にあつては「5,000円」から「7,000円」に改正しようとするものです。

次に、第139条は、国民健康保険税の軽減に係る改正で、被保険者の所得に応じそれぞれ均等割、平等割を、第1号は7割軽減について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について、医療給付費分、介護納付金分の軽減額を改正するもので、1号のア及びイは、医療給付費分の均等割「11,200円」及び平等割「9,800円」、「4,900円」を「14,000円」、「12,600円」、「6,300円」に。オ及びカは、介護納付金分の均等割「6,300円」及び平等割「3,500円」を「7,700円」、「4,900円」に。

1ページ裏から2ページ2号のア及びイは、医療給付費分の均等割「8,000円」及び平等割「7,000円」、「3,500円」を「10,000円」、「9,000円」、「4,500円」に。オ及びカは、介護納付金分の均等割「4,500円」及び平等割「2,500円」を「5,500円」、「3,500円」に。3号のア及びイは、医療給付費分の均等割「3,200円」及び平等割「2,800円」、「1,400円」を「4,000円」、「3,600円」、「1,800円」に。オ及びカは、介護納付金分の均等割「1,800円」及び平等割「1,000円」を「2,200円」、「1,400円」に改めようとするものです。

参考資料 2 ページ裏をご覧ください。

上段の表でございますが、税率を所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で、平成24年度までと平成25年度以降の改正案と比較しており、右側欄外が増となった分、据置きとした内容となっております。

この税率改正とした理由、税率改正の基本的な考え方は、表中程から1、2となります。

初めに、税率改正を必要とする理由でございますが、国保制度は医療費の支払いを被保険者の国保税と国、県などの負担金で賄うものとされていますが、当町の国保財政は、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付費、また療養給付費の増加も含まれておりますが、これらが増加している一方、収入の根幹となる国保税は経済不況の影響などにより所得の少ない方の加入割合が増加傾向にあり歳入の確保が困難な状況にあります。病気にかかった場合、いつでもどこでも安心して医療が受けられるという地域医療保険としての大きな役割を果たしているものでございます。



また、単年度収支の赤字額が増大してきており、国保財政調整基金からの取崩しを行って対応してきましたが、平成23年度末で1,400万円あまりまで減少し、平成24年度末は4,400万円まで落ち込む見込みであり、税額の必要額を確保するべく税率改正に至ったものです。

失礼しました。平成24年度末は440万円まで落ち込む状況にあります。

次に、2の税率改正の基本的な考え方でございますが、1番目に税額の算定方法は、従来どおり所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を導入することとしております。2番目に課税割合は、標準割合である応能応益割合50：50を基準に設定しますが、資産割については、近隣市町村の動向を踏まえ、今回は税率を据置きとしています。3番目に医療分税額については、医療給付に係る需用額から国庫負担、県費負担、前期高齢者交付金等を差し引いた額を国保税で徴収すべき額として設定しています。4番目に後期高齢者支援金分税額については、後期高齢者支援金の額から国庫負担、県費負担等を差し引いた額を国保税で徴収すべき額とし設定するものですが、今回は収支にバランスがとれているため税率を据置きとします。5番目に介護分の税額については、介護納付金の額から国庫負担、県費負担等を差し引いた額を国保税で徴収すべき額として設定しています。

以上の考え方で、平成23年度の決算ベース額から保険給付費の必要額を算定し、課税対象額から改正税率で税額を推計したものが参考資料3ページの税率改正の表でございます。

この1の医療給付費分でございますが、税の調定額が1億5,398万5,000円となり、この調定額から低所得者を対象とした軽減額あるいは超過額を差引き、岩手県国民健康保険広域化等支援方針に基づく収納率を乗じ医療給付費分の1億1,394万円の収納額を算出しております。

2の後期高齢者支援金分、3の介護納付金分についても同様で、下の方の欄、4が合計の平成25年度現年度分国保税収納額1億8,327万9,000円を見込んだものでございます。

この参考資料3ページの裏をご覧ください。

これは過去の国保税率、財政状況を一覧としたものでございます。今回の改正は、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以来の改正となります。

表下段のあたり、1人当たり調定額医療分を見まして、平成20年度4万3,846円が、平成24年度は3万8,235円まで減少しております。年度末基金残高につきましては、先程説明しましたように、平成23年度末には1,400万円あまりまで減少しており、望ましい基金の保有額には満たない状況でございます。また、歳出の保険給付費につきましても、平成20年度5億1,000万円から平成23年度5億8,000万円と14%の伸びとなり、国保財政の厳しさが窺われるところでございます。

以上のことから今回の税率改正に至ったところでございますので、どうぞご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

一般質問でも私この問題を取り上げておりますけれども、非常に今、世の中は景気が悪くて、その矢先にこういった改正を行うというようなこと非常に心苦しいわけでございますけれども、反面、今まで徴収率が平泉は本当に悪いと、その中でこういうふうに税を上げるということは、ますます徴収率が悪くなるのではないかとというふうには私は懸念しているわけです。来年度に向かって、あるいはこれを改正することによってどういうふうな徴収方法を考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

約10年ぐらい前、普通調整交付金のペナルティー制度、要するに徴収率に合わせて減額される制度が廃止になってから、ますますこの徴収率が悪くなってきているように感じます。そこで出たのが県内を四つに分ける方式、その中の平泉は第1グループに入っている、12市町村の中の第1グループ、その中の徴収率の悪いのから勘定すると4番目、しかも平均以下という順位でいる時にこういうふうに上げれば、ますます悪くなるのではないかと。例えペナルティー制度が廃止になったにしてもなるのではないかと、その辺を上げることによって来年はどういうような徴収方法で徴収率を上げる、せめて平成24年度は岩手県では95.10%を目標として、この12グループは頑張れというような指導がなされている。平成24年度に果たして県がいつている、現年度分ですよ、現年度分の95.10%を徴収できる見込みがあるかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。その辺をどうというふうな考えでいるのか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

徴収率の引上げ方法でございますが、まず一つは、今考えておりますのは口座振替制度の促進で、口座振替の人を増やすというのを一つ考えてございまして、滞納整理を積極的に行っていくということ考えております。昨年までは徴収の強化期間ということで年3回程に分けて夜間催告等を行って参りました。今年、今3回目を行っている最中でございますけれども、年度末にももう1回ということで、徴収の強化期間を1回増やして幾らかでも徴収に当たろうということも考えてございます。

それから、11月末現在の徴収状況でございますが、昨年度に比べまして0.3%、微増ではございますが、現在、増えた徴収率でございます。今後はそういうことで幾らかでも滞納を減らす方法を考えて徴収率の向上につなげていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

徴収方法としては特別徴収と口座徴収という形があると思うのですがけれども、これも今、皆県下が競って、口座振替にしましょう、特別徴収にしましょうと、県が皆そろって各市町村34市町村が皆頑張っているわけですね、平泉だけが、その今の例えば口座振替にすると、岩手県の平均が25.06%、平泉が19.61%、だから口座振替制度に持っていくのも平均以下、そして特別徴

収、これも県の平均が14.21%、それに対して平泉が10.99%、それも平均以下、ですから大体こういう口座振替とか特別徴収をやっているところは徴収率が上がっているのですよ、それをやらないから結局こういうことになるのではないかと、是非来年度は特別徴収も含めた徴収率を上げるような努力をしないと、これ、ますます負担が大変だというふうに思いますので、その辺のこともお願いしたいと思います。

いずれ皆、口座振替にやって、所得税みたいにそろそろ口座の振替え時期になりましたよと、通帳に入れておいてくださいねと、税務署みたいに所得税みたいにハガキをちゃんと出して、口座振替になるようにお願いしますというような通知を出してやっているのです、よその方は。ですから納めたくても納められない人もいます。その境目というのはなかなか難しい、現場としてはその判断が難しいとは思いますが、やはりその辺を努力してもらわなければうまくないと思います。よろしくお願いします。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今の徴収率に関連した質問ですが、確か試算表を見せてもらった段階では、97%ぐらいの徴収率であれば値上げしなくてもよさそうだという、何かそんな表を以前見た記憶があるのですが、そういう前提の中でですね、95%弱ということは、納めていないのは人、金額ですか、金額が5%程あるということになるわけで、その5%の中身の分析はしっかりいるのかですね、その辺ちょっと教えてください。

それと、納めていない人はこの国民健康保険は利かないのかどうかね、その辺の対応ですね、その2点質問します。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

平成24年10月末現在でございますけれども、納税義務者が1,290世帯ございまして、滞納者が184世帯、滞納率でいいますと14.2%ということになってございます。それで過年度分の滞納者等につきましては、短期被保険者証を発行しまして、その短期被保険者証を渡す時に窓口に来ていただきまして家庭状況を調査して、どういうことで納められないのか、あるいは納めるとすればどういう方法があるのかということ聞き取り調査して個別指導をしている状況でございます。その短期被保険者証の交付も通知するわけですが、受取りに来られない方もございます。その方につきましては電話等で連絡しておりますが、なかなか電話連絡もつかないという方も多々おります。

そういう状況でございます、滞納状況の分析等につきましては、国保税だけではなくてほかの税目もございまして、それらも滞納している方、重複している方が多々ございます。それらにつきましては分納誓約を結んでいただく、あるいは場合によっては県の滞納整理機構へ移管しま

すよということで督促状、あるいは催告書を送付したりして、そういう状況を把握している状態でございます。そういう方法を取りながら、少しでも納付につながるような指導を行っているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それでは、結構難しい仕事になるのかとは思いますが、97%まで上げることはできないものなのかですね。目標としては、94.55%となっているのですが、97%まで上げれば比較的値上げしなくても、料金の改定しなくてもいいようなことになりまして、国保滞納の方はどうなのですか、保険は使えるのか使えないのかね、その辺の実態はどうなっているのか、もう1回答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

滞納している方につきましては短期被保険者証を交付しておりますので、その短期被保険者証でもって保険の適用がなるということでございます。

それから、97%の収納率ということでございますが、経済情勢が良ければ可能かと思いますが、過去にもいわゆるバブルのあたりでは95、6%の収納率を確保した時期もございます。ただ、今のような経済が低迷している社会情勢の中では、かなり厳しい数字だろうと思ってございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

この応益応能方式ですか、これを使って一関市関連、こういう方々にはあれですが、資産割というのはね、これは佐々木雄一議員もお話ししたのですが、この資産割というのは据置きに今回なっていますが、これは据置きというのは何年まで続けるということであるのか。また、この資産割について、4方式ではなくて3方式というのものもあるわけですが、これ7市町村やっているということでございますが、3方式はね。こういう形、幾らかでも軽減していったらいいのか。

それから、一つの資産割について農用地の部分に、これは土地に課税しているということですが、農家の方々にとっては大変に所得も少ないだけにですね、これの資産割という平泉町では今言った農地の方が土地とすれば多いだろうと思います。これにかかる税というのは農業者だって大変なのではないかと思いますので、一気にではなく少し軽減をしながら一気にではなくね、その辺を考えてもらえればいいのかということですが、その辺についてはいかがですか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

資産割をいつまでかということでございますけれども、この資産割については、先程も話しましたように、県内の市町村の動向を見ながらこのように今回は据置きしたということでございますが、町長が一般質問でも答弁しておりますけれども、まず一関市や奥州市など資産割を設けていないというような市町村が7市町村、それで資産割を設けているところが26市町村ということになっておりまして、近隣のですね、まず一関市、奥州市を見ますとそのようにはなっておりますけれども、こういう地域的な均衡にも配慮して今回は応能分の所得割のみの改正をしたということで資産割の税率は据置きしたところですので、今後もまた近隣の市町村の動向を見ながら、ここは検討していくものとなりますし、また、この税率につきましても、今、平成27年度に国保の制度改正も見込まれておりますので、その辺に合わせてまた検討もしていく必要があるのかということでございます。

平泉町とすれば資産割のある4方式を、まず今のところは考えているというところで、何度もなりますけれども、今後の制度改正に合わせてまた検討は出てくるところかと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

これを見ますと資産割にしても、例えば医療分、それから後期高齢者分、介護分、これはよその市町村を見るとパーセントね、これしいて言うと、この間は33番の33番と言うけれども、これではなくて、33番になっていないのではないかと思います、いずれそれ以外の分、均等割と平等割についてはそういう形でしょうけれども、資産割というのは他の市町村よりも高い部分があるのです。例えば医療分、資料を見ますと平泉で医療分は19.1%、資産割になっていますが、これより低い市町村、例えば軽米町18%とか広野町20%、それから九戸村11%になっています。それから後期高齢者の分にしても、例えば平泉町では10%、資産割ですよ。これについて例えば、八幡平市4%とかね、岩手町なんか1.6%ですか、それから野田村7.4%。ですから、この辺の資産割の分はちょっと調整して、今後それは大いに研究調査していく必要があるのではないかと思います。

それと、一般会計から繰入れどうのこうのということ出ましたが、同僚議員からもね、これは10市町村、今までは8市町村だったかな、10市町村に増えています。ですからこういうものも組み入れて少しでも、上がることについてどうのこうのではなくて、一気に上がるのではなくて、そこら辺の軽減もなお検討していくべきものではないかと。なかなか平泉町は税収が貧困、農業所得にしたって何だって、42万6,000円とか何とか生産所得ね、大変ほかの市町村より少ないのですよ、収益が。だからそのあたりは特例その部分も加味して考えるべきものではないかというふうに思います。今の部分、他の市町村よりも資産割が当町は多いのだよということですが、低いところ幾らもあるのだよと、その見直しについていかがですか。今回はとにかく前回とか目標ね。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

資産割につきましては、今議員おっしゃりますとおり平泉町よりも低い市町村はありますが、改正後で、例えば医療部分の改正後であれば今回の19.1%に改正するところでございますが、今分かる部分の平成23年度の県内の国保税額の改正部分も含めまして、それが正式な数字とはならないかもしれませんが、直した市町村もありますのでちょっとあれですが、平均で今県内は資産割が20.94%になっています。ですから、そこから見ますと平泉町の場合は、資産割を持っている市町村が26市町村あるわけですけども、単純に順位という比べ方はないと思いますが、14位というような感じでございます。

それから、後期高齢者の分は今話がありましたけれども、ここは平均7.25%でございます。改正後、平泉町は10%になりますので上位の方になりまして、27市町村のうちの5位ぐらいになるかと思っておりますが、介護納付分につきましても若干高めではございますが、県内の市町村の平均よりは大体以下でなっているような、同じかまたは以下というところが多い状況でございます。

それから、法定外繰入金のこともお話しされましたけれども、まず基本は国民健康保険については、その被保険者である方たちの中で進めるという、国保税で負担してやっていくという医療の保険でございますが、先程も言いましたとおり、平成27年度に予定されています医療制度の改革の骨子案が示された時点で、税率調整のための法定外繰入金等も含めながら改めて検討していくことになるかと現段階では考えているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

今の答弁も分かりますが、ただ、よその順位どうのこうのと、では県下の平均を、今、国保税についてお話ししましたが、例えば職員給料にしても何にしてもそれは平均になっていますか、例えば。だからこれは、県の平均、平均というなら県の平均に全部すればいいのですよ、ではなくて、そういう答弁ではなくて、やはり努力目標は努力目標で考えるべきだろうと、平泉町は平泉町に合ったもの。例えばこれを見ますとね、国民健康保険の資料、先程、改定前、平成7年度には1人当たり7万4,678円、平成20年では4万3,800円、こういうふうになっております。これ平成27年度には制度改定をするということですが、この制度改定はいい方向の制度改定のですか、これは上がる。制度改定、制度改定、平成27年度と言っていますが、これは国の施策、交付金関係でしょうけれども、この見通しは多く入ってくるという見通しのことを言うのですか。場合によってはプラスになる可能性もあるのではないですか、それは言えるのですか、軽減できるという、平成27年度制度改定では。そこのところも努力して、今ここでどうのこうのということではないがその辺を検討し、今後やはり見直しできるものは見直ししていったらいいなど、容赦ないことを、その辺についても1回聞かせてもらって私の質問は終わります。その

辺お伺いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

国保財政の状況は、当町のみならず全国的に大変厳しい状況になっているところだと思います。その中で平泉も国保財政の運営が大変だということをございます、保険者である平泉町としてもこれから、先程税務課長が話しましたように収納率の向上に努めたり、保険事業を進めたりして医療費の適正化も図りながらですね、そういう努力はしていかなければならないと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんが。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

単純に考えてですね、国保税を上げてしまうと徴収率下がるのではないですか。だって今、先程税務課長の話では不況だから徴収率低いのだよという話をしていますよね、そういう中でまた上げてしまうとまた下がって、またなんかマイナスのサイクルに入ってしまうような心配をしているのですよ。

それで先程9.7%という話をしましたが、県内では田野畑村とか矢巾町とかね、ちょっとぱっと見たらそういう自治体では9.7%以上の徴収率があるのですよ。なぜ平泉町がそこまでのレベルまでいかないのかということとですね、ちょっとそこ疑問なのですね。なぜ9.7%にこだわるかといいますと、以前見た資料では、値上げはしなくて9.7%の徴収率があれば何とかなりそうだという資料があったものですから9.7%にこだわっているのですが、ほかの自治体ではそれ以上の徴収率をしている自治体がある、ではなぜ平泉町ができないのかと、そのところを明確に説明をお願いしたいのと、先程税務課長、短期被保険者証とお話がありましたが、これは生活保護世帯とかに発行しているものなのか、ちょっとその辺もう少し詳しくね。生活保護世帯であれば、これは国保税が納入しなくてもいいのかどうかね、その辺の絡みをもう少し詳しく、以上2点質問です。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

国保税が上がることによりまして確かに徴収率が下がるという懸念はされるところでございます。ただ昨年、奥州市でも20数%の値上げしたということで、県の会議で奥州市の課長も心配だという話をされておりました。実際蓋開けてみたところ現状維持の徴収ができたという、そういう話をしておりましたので、その辺の徴収方法につきましては、近隣の市町村の方法等も参考にしながら上げる方向を考えていきたいと思っております。

それから、かなり高い徴収率の市町村もあるということをございます、確かに県内ではござ

います。高い徴収率の市町村は国民健康保険税だけではなくて、その他の税目もかなり徴収率も高いところがございます。納税意識の差が若干あるのかと考えてございます。更には滞納者に対する滞納整理の取り組みもかなりやっておるようでございますので、滞納整理を進めながら徴収率の向上を図っていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

生活保護法の方が被保険者になっているかということでございましたが、生活保護法の方は、すみません、短期被保険者証の発行ではなくて、生活保護法の方で医療の助成がありますので国保の被保険者とはなっておりません。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

資産割を据置いたということでございますが、応能応益からいくと担税能力がある人から取るという税目になると思うのですが、この部分では私は何度も言っているように、捕捉が目が粗いというか、全部にかかっていない不公平さもあるし、この資産を持っているというのは平泉においては農地等が多いと思うのですが、そうするとそこからの収益が見込めない、収益があれば所得割でその部分は補てんになるわけでありまして、この資産割を継続するという意思のようでございますが。それと平成27年度に制度改正ということでお話がありますが、その制度改正によって何が改善される予定なのか、どこがどう変わるのか、何に希望を持たせているのか、ちょっとそこら辺の部分がはっきりしませんのでお願いしたいと思いますし、それとこの収納率が大幅落ちてきているという部分は、生活保護世帯との境といえますか、境にある方々が多いのかと思うのですが、そこら辺の状況等はどのような把握をされておるのか、お伺いいたします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

資産割につきましては、確かに平泉町は農地とかが多くなって、そこからの所得はどうかということにはなろうかと思いますが、地域的均衡ということで資産割は据置きとしたところでございますし、確かに高額所得者ほど担税能力を表して、高額所得者ほど高率の負担をするという意味では、本当に社会保障制度というのか、それには適応していると思いますけれども、それは、もし資産割をなくした場合、なくすというのか、資産割を今回据置いてもそうなのですが、これをなくしていくとしても、それは逆に中間所得層に高率の負担をかけるということになろうかと思っておりますので、まず基本というか現時点では資産割は、他市町村の動向も踏まえて据置いたというところでございます。

それから、平成27年度の国保の制度改正が予定されているというところでございますが、こ



れがいい方向になるのか、もっと負担を増すようになるのかというところは、まだ今のところよく分からない状況でございます。ただ、先程も話しましたが、全国的にこの国保財政の状況は運営については大変な状況であるということから、今、都道府県を対象に広域化計画的なところの検討もありますので、その辺で市町村の国保も変わっていくという話もあったところで、まだそれは先が見えていないところでございますが、連合的な状況になっていくところもあろうかとは思っております。以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

今回の改正後、短期的な見込みで値上げ、要するに平成27年度の改正までというような趣旨の発言があるのですが、本当にそれで国保を賄えるというか、要するに長期的な見込みが立たない中で今回の値上げというのが本当に正しいのかどうかというのは判断しかねる部分なのです。平成27年度にそれほどの改正があるのであれば確かに底をつく可能性は高いのですが、ここで改正する意味がよく分からないのですが、もう一度お願いしたいと思いますし、資産割について地域均衡、確かに中間層ということですが、平泉の部分ではそんなに、中間層という部分をどの程度見ているのか分からないのですが、この改正にしたことによって、近隣というとししかないわけなのですが、近隣はもう廃止しているのに町であるここだけが継続しているという意味がよく分からないのですが、もう一度その点についてもお願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今回、税率を改正するにあたって財政の収支推計を見たところでございますが、ただし平成23年度の決算ベースで見込みましたが、それでいきますと平成25年度には670万円程、平成26年度には3,200万円程の不足額が生じるのではないかなというような状況であります。ただ、国保税の収納率につきましては、県の広域化指針による計画額がありますので、平成25年度は94.55%、平成26年度につきましては95.10%の収納率を見込みまして歳出も試算していったら、今話したような不足額になるような推計でございます。

それから資産割につきましては、確かに近隣が一関市、奥州市だということもありますが、一つというか、これがあれですが、例えば一関市であれば宮城県との県境とかに接しているというようなことも一つ、資産割の賦課についてはその市だけで、例えば県外とか他市町村の資産については資産割の計算にならないとか、そういうこともあろうかと思って、一関市なんかはそういう状況もあると思いますし、確かに比べるのが市だとは言われますけれども、それも当町としては地域性の部分でということで、資産割も今回は据置いて、やはり4方式でということで今回は提案させていただいております。以上です。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

何点かお聞きしたいと思いますが、いずれ先程来、国保税が全国的に厳しいということが出ていますが、なぜそのようになっているのかというのを分かりましたら教えてほしい。11月16日の全員協議会の時の資料の最後に国保財政の現状というのがあります。これのパーセンテージが書いてあるわけですが、国庫は引下げて、県は引上げてというような、そんなやりくりがあったようですが、全体的に、これ41%ですか、50%ぐらいのものが41%に下がったのではないのかと。確かな数字を持っていませんから分かりませんが、その辺の数字がありましたら、ひとつ。その辺から全国的に厳しいのだよというのがきちんと話し合えたらいいのではないかと思います。それを、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

いずれ上げるより上げない方がいいというのは、100人が100人もそのように思うわけであり。ただ先程来、皆さんから言われているように、一気にぐんと上げるのが政治的にいいのかどうかという判断を町長はせざるを得ないのではないのかと。全員協議会でも若干話しましたが、何人かからそういう話が、先程は3番議員からそういう話がありました。どういう金額で上がっているかというのが、その資料のモデルありますね、モデル出しましたね、町民福祉課で出したモデルのものをみると、夫婦2人世帯、年齢は40歳から64歳、給与所得300万円、固定資産10万円というような段階で23万7,300円、これは5万2,100円上げるということなのですか。全部で7万6,800円上がるということですね。

資料3の3、それを見ると、今までの金額に対して7万6,800円上がるという数字なのですね。ですから、かなりの額が上がるということになると思うのです。

それから、その次のページの、収入が400万円の人の場合は8万2,300円上がると、こういうような大きな額が上がるということなのですね。ですから、それらを一気に上げていいのかどうかということを、先程来その辺のところを、平成27年にもう1回改正になるのであれば、もうちょっとその辺まで頑張っって何とかやりくりしてどうなのだということが言われているわけですね。ですから、それらをあとは町長がどのように判断するかということになるかと思えます。

徴収率の向上というのは、なかなか94%を97%にするなんていうのはかなりの至難の業で、先程来言われているように上げれば下がるのですよ、上げれば下がるというようなのは、これはもう普通ですからね、それらを勘案すると、なかなか至難の業であるということであれば、何とかその辺のところを頑張る手立てはないのかということですね。それはあとは町長判断だと思うのです。一般財源をこそくに絶対やらないのだということになると、これはなかなか難しいです

よ、この案は。ですからその辺のところを呼び水としてね、半分は。全体で幾ら上がるのですか。これも今日の資料ですが、1億8,327万9,000円でしょう、平成24年度の予算は1億6,928万8,000円、差が1,400万円ですね、1,400万円ですからそのうちの700万円かそこらは一般財源で補てんするよといったような線を考えて、あとの700万円は何とかお願いしますと、頭を下げてお願いしますというような、そういう形でやるというのが提案の仕方ではないのかという気がいたします。その辺のところ町長はどのように腹を収めるのか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それから二つ目は表の見方ですが、この後ろの2番目にくっついた現在の保有額ですね、先程は1,600万円から998万円ですか、1,000万円を引くから400万円しか残らないのだというような話をしていますが、この推移を見ると9月補正後で2,187万5,466円あるのですよね、ですからこの表は何なのか。先程言うと400万円しか残らないよという話と、この9月補正現在、これから1,000万円引いても1,100万円ぐらい残るわけですね。ですから、そういう線のこの数字の合わせ方をきちんとやらないと、基金は400万円というのが一人歩きして400万円しかないのだよということだけ通ったのではおかしいのではないかと。9月補正後ですよ、これはこのように書いていますから、9月補正後2,187万5,000円あるのだと言っていますね。ですから、先程言った今回の補正が1,000万円ですね、ですから1,187万円というのはまだあるわけですよ、その辺のところも勘案して、ひとつこの案を考えていったらどうなのかと思いますが、その2点ですね、それらをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ただいま小松代智議員からは、一般財源の補てんはどうかというふうな、町としても頑張るということではないのかというふうなご質問でございます。

今回のこの改正につきましては、私の表現からすれば最低限の改正だというふうに考えております。それはこの5年間税率を上げないで、まずはある基金の中で運営をしてきました。今の現況については課長から補足説明したとおりでございます。大変財政的に厳しいと、それは何度もあれですね、やはり医療費の増加、そして納税者である方々の経済的な厳しさというふうな中で今の現状になっているということでございます。

いずれこの国保事業につきましては、独立した会計ということで運営されておまして、それぞれ目的税をお願いしながらそれぞれの事業をやっているという上から、やはり加入者のご負担が基本であるというのは言うまでもございません。ただ、法定外の繰入れという形になれば、それもまだ、他のいろんな国保以外の方々のご理解というのがやはり大きいものだと考えておまして、その辺のご理解をいただくというのはなかなか難しいのではないかとこの私なりの判断です、それは。

ですので、今回については先程申し上げましたとおり、ぎりぎりの線での改正というふうなことでご理解願えればと考えておまして、ただ、一方では保険事業の充実とかですね、医療費の

軽減、そのことはもう言うまでもなく更に今も現在行っておりますが、医療費軽減についてはジェネリック医薬品の、いまいちとといいますか、状況もありますので、これを町を挙げて、一関も含めた広域での取り組みというのもっと早くすべきだったとは思いますが、それを充実させるといいますか、その対応も進めていかなければならないのかと考えているところでございます。その辺はどうぞご理解を願えればと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

国保財政が厳しくなっているという部分につきましては、定率の国庫負担金の率が、平成23年度以前のこと、すみません、私ちょっと承知してなくて大変申し訳ありませんが、平成23年度までであれば34%という定率の国庫負担がありました。平成24年度には32%まで下がっております。これは議員おっしゃるとおり、34%以前はもっと34%以上の国庫負担があったものかと思えます。そういう状況もありまして国保財政の運営も厳しくなっていると思えます。

それから基金の保有額でございますが、平成24年、今年の9月補正で平成23年度の繰越額が出たことで900万円程の積立てをしまして、平成24年9月時点では2,100万円程の基金となりました。ただ、これから12月の補正について審議していただくこととなりますが、12月の補正でまた医療費の実績等を精査していきますと、やはり医療費については12%増くらいの今後の支出の見込みがありますことから、医療費については12%、高額療養費等については20%増の見込みがありますことから歳出に増が図られることがありまして、その補てんのために基金を取崩すというような今回補正を提案させていただいております。平成24年度末には440万円程の基金になるのではないかとということで説明させていただきました。以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

とりあえずその数字だけ、440万円というのがどこから出てきたのかよく分からないのだけれども。今、町民福祉課長が言ったように9月補正後は2,187万5,000円ですね、ですから今回の補正は990何万円でしょう、1,000万円を引いて440万円になりますか、その辺のところはちょっと分からないのだけれどもね。どう考えても1,100万円ぐらい残るのではないかとというような気がするのですが、その辺のところは一つ、もう一度町民福祉課長にお願いします。

それから目的税である云々、それは基本的な考え方は分かりますよ、それは当然な話。とうの前の段階の話なので、それはね。ただ、それぞれがみんな住民に、あなたたちが医者にかかるのだからあなたたちが払うのは当たり前だと言えばそれまでなのです。それですが、しかし一気にかけるとまた徴収率が90%とかね、そういうものになるということになると、もうめくったもたかったも同じだというような格好になるのですよ。ですから、その辺のところを何とかカバーしてやった方がいいのではないですかと言っているのですね。というのは、では10市町村はどうやっているのですか、盛岡も含みでしょう。あの盛岡が一般財源から出している、幾ら出して

いるかそんなのは調べないから私は分かりませんが、県下の10市町村が幾らぐらいずつ負担金を出しているのか繰入れしているのか、その額は調べないから分かりませんが、ただ私は、本当に参考になるのは盛岡だと思うのですよ。

では盛岡の財政は裕福なのですか、それはほかの町村のことだから冗談ではないということになると思いますが、私は10市町村ともかなり厳しい財政で一般財源は過ごしているのだと思うのですよ、その中から皆さんに、引上げを図る以上は一般財源からも少し血を流さなければだめだよという意味合いでやっているのがこの国保税の引上げだと思うのですよ。一気に上げるわけにはいかないということでやっているのだと思うのですよ。それを頑なに、それはそれ、これはこれだと言ってね、目的税だからあなたたちが払うのが当たり前だという形で、幾らかでも言われたとおり納めろという話はないのではないですかということを行っているのです。町長、もう一度その辺のところをね、一銭も出されないものか、幾らか考える余地があるのだとかね、そんなところをひとつ。どうしても一銭も出せませんというのになると、ちょっと厳しいのではないですかと思いますが、私は。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

他の市町村の状況については知るよしといたしますか、それぞれの状況でそれなりの法定外繰入れをしているのではないかと考えてございます。先程も申し上げましたが、最低限の部分での改正というふうなことは、どうしてもご理解願えればと思っております。税率も今までずっと抑えて、県内でも最下位というふうなところでの部分でずっとやってきた、それはそれぞれ経過なりというのは承知はしておりますが、現在ここに来て、それも税率を上げるにしても、県下のまた平均というといろいろと問題があるのですが、平均以下の税率というふうなことでございます。それを突出して他の近隣よりも高くなるのであれば、それを均衡を保つということでの繰入れというものであれば、それは理解といたしますか、説明はできるかと思いますが、いずれ今ぎりぎりのところですので、まだその平均的なところまでいっていないというふうなところもご理解願えればと思っております。

ただ、これから医療関係がどういうふうな流れになるのか、あくまでも今回は見込みでの数値をお示しして改正をさせていただいておりますが、これからの社会情勢というよりも医療費関係の動向が一番心配されますが、それによって他の市町村と比較しまして不均衡が生じるという場合には、一般財源という部分も当然考えるものでございまして、全くその分は考えていないということではございません。いずれ社会情勢なり医療費の動向を見ながらですね、各それぞれの市町村のところを見ながら不均衡が生じる場合には、そういうふうなことも検討するというふうなことになろうかというふうに思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

基金の保有額、平成24年度末は440万円程という部分につきましては、今の国保の財政調整基金の取崩しが990万円ぐらいです。それから9月補正で積立てをしようと思ったところですが、その積立て部分を積立てしないとか減額ということで750万円程そこで積立てをしようと思ったところ減額をしますので、保有額が440万円程になろうかということでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

他市町村、他市町村という話が出ましたから、それでは繰入れをした10市町村との比較等を少し検討してみてね、そういう事情でもやったのかということであれば、もうちょっと考えるという方法があるのではないかと思います。

そして先程来言われているのは、経済情勢が好転して右肩上がりだよというのであれば何ら問題はないのですよね。ただ、左肩下がりか右肩下がりかはよく分かりませんが、いずれ下がりっぱなしなのですよ、下がりっぱなしの時に1円でも上げるといのは至難の業なのです。今後、消費税3%上げるとか、5%上げるとかという話もあるわけですから、その時にこういう引上げをするというのは、本当にタイミング的にはものすごく悪いということなのです。

ですからそこを、先程住民の理解を得るのに大変だとか何とか言っていますが、ここで通れば住民の理解を得たことになるのかというようには思いますが、では引上げは住民の理解を得るのですか、そうはならないでしょう。ですから、そういう半端なあれではなくてね、もうちょっと考えるべきだと私は思うのですよ。

それでは、みんなそれぞれが10市町村は、盛岡なんかは住民の理解を全部得て一般財源から繰入れしていると思うのですか、そうはならないでしょう。議会で決めたのでしょう、それは。ですから、そういう線をやはりきちんととらないで、先程から言っているように、全然引上げるなどか何とかと、私は引下げた経過はありますが、引上げた経過はありませんのでよく分かりませんが、3回ぐらい引下げた経過がありますから楽なあれだったなと思いますけれども、ただ、引上げるにしてはね、引下げるのはとても簡単なのですがね、引上げるのは何%といえども、先程言ったように、先程町長は聞いていたのでしょうかね、最低限というけれども、例えば400万円の所得の人が8万7,000円とかというような、そういうものが最低限なのか、そういう金額的にちょっと麻痺しているのではないかと私は思うのですが。7万6,000円ですか、上げるのは。7万6,800円を上げると、これは300万円所得の人ですよ、現在の所得というのは幾らぐらいになっているのだから、税務課長、分かればその辺も教えてほしいのですが、300万円世帯で7万6,800円上がるわけですから、これは平均だから、個人、個人で違うとは思いますがけれどもね、ただ、これが最低限だよということになるとこれは大変なことなので、やはりもうちょっと吟味してですね、平均給与が幾らで何年前からは何%下がっていると、地方公務員でも50万円ぐらい下がっているわけでしょう。ですから、そういう面の形のものを出して行って最低限と言われ

るのであれば、なるほど最低限かというように思いますけれども、こんな7万6,000円も引上げてね、もうちょっと幅があると8万2,000円とかそういうケースもみんな出しているのですね。安い人は安いことにももちろんそのとおりだと思うけれども、そういう線が、平均の所得が幾らなのか税務課長に話をしてもらいますが、そういう感覚で最低限引上げるのだという線はちょっと通らないのではないのかということなのですね。

ですから先程言ったように、形を整えるということであれば一般財源からもやるよというような、半分ぐらいは一般財源で持つから半分ぐらいは引上げさせてくれという話であればね、それは話し合いの余地があるのだと思うのですが、いきなりぼんと、先程から言っているように、医者にかかるのはあなたたちの勝手だからその分は払えというようなね、そういう態度では、やはりうまくないのではないのかというような気がします、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

本当に国保加入者の方々には大変改正ということで、値上げということでは大変申し訳なく思っております。ただ、会計上はやはりそこで完結するというのが基本でございます。それも議員からすればそれはもう知っているというふうなことなのですが、その辺もこれから周知する部分も必要なかと、理解してもらい、そういうふうなことも必要だとは思ってございます。

いずれ今申し上げましたとおり、基金がもう底をつくというのは現実に近い数字に今なっているというところがございますので、その辺はまずは国の制度改正がどういうふうになるかというのも、今正直言って分からない状況です。ただ、それは厳しい厳しいという中ですが、それをどう国民の人にといいいますか、政局がどうなるか分からないのですが、それをどう負担というのが変わっていくかというのが、私からすれば大変心配しているところでございます。

ですが、当面、その制度改正の2年という部分を、今、不足分を何とか皆さんのご負担によって乗り切るというふうなことがございますので、何とかその辺はご理解を願いたいと考えておりますし、繰り返しますが、医療費軽減という部分を積極的にこれからも取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

細かい数字は持ち合わせておりませんが、予算措置する時の、計算上でございますけれども、所得割計算での所得につきましては、1世帯76万2,000円という数字で計算してございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

上げるということは、誠に町民についても苦しいところだし、また当局も財源的に厳しいとい

うところで、ただ、今こういう時代なので収納率を上げるということの工夫もやはり必要だと思います。それで、ある町民が話をしていたのを聞いて、なるほどと思いました。不景気なので地元には仕事がないので遠くに仕事に行くと、要するに朝早く行って帰りは夜遅いのだと、一定の料金を納めたいのだけれども、役場の中に納める時間に行けないということを、国保ではなく水道料とかその他のことも含めての話でございましたけれども、やはり収納率を上げていく工夫が必要ではないかと思うわけです。

そこで、コンビニエンスストアの窓口というか、そういうところでもお支払いできるような方策はとれないものかどうか。要するに納めるものを納めて医療機関にきちんと行って治療を受けていくということが、やはり人間として尊厳なのですよ。そういうことで、納めていないから短期被保険者証になって医療の機関に行けないという若い世代もないわけではない、そういう意味でも若い世代の人たちにも納めやすい窓口、納入できる窓口の設置のような考えを工夫してみてもどうかと思うのですが、いかがでございましょうか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

現在の窓口につきましては、毎週月曜日7時まで延長して収納も扱ってございます。それからコンビニ収納の件ですが、費用対効果の面を考えますと、コンビニ収納にしますとかなり費用がかかるということもございまして現在は採用してございません。それで今年の4月からですが、昨年までは税については口座振替をしておりましたが、今年の4月から税外収入につきましては、いわゆる幼稚園、保育所、それから水道、住宅、育英資金、それらにつきましても口座振込できる制度にしてございます。ですから、そういう窓口での納付に支障をきたす方につきましては、口座振替制度の利用を進めていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それなりに努力していることは十分に分かりますが、コンビニエンスストアでの費用対効果の率が悪いということなのですが、そこを少し詳しく説明していただけますか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

詳しい資料ちょっと今手元にございませんが、コンビニエンスストア等の契約あるいはシステム改修等の初期設定で確か数千万、1千万円かそのぐらいの費用がかかるということだったと思っております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。



#### 4 番（寺崎敏子君）

かなりの金額になってくるということもあると、税務課長のおっしゃるとおり費用対効果としてどうなのかというクエスチョンでしようけれども、できるだけ納めていただくという方策を何とか工夫するという、今の現状ではなくて、やはりもう少し納めていただく努力をしていただき、そして値上げ幅もある程度大幅でないような方策がとられたらいいのではないかと思いますので、その辺を十分に検討していただきたいということですが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

繰り返しになりますけれども、先程お話ししましたように費用対効果の面で、やはりコンビニ収納はちょっと難しいのかと思います。それに代わる方法といたしまして一番手軽なのが口座振替でございます。ですから口座振替の制度を利用しやすい、あるいは申請しやすい方法を検討して普及させていきたいと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

#### 5 番（高橋幸喜君）

これは非常に国の制度そのものがいろいろ我々の市町村の運営にも支障をきたしてきていると、先程言いました制度改正、1984年に国民健康保険に対する国庫負担金が45%から38.5%に減額されて、更に退職金の国庫負担金もゼロになってしまって、それから毎年下がってきていると、だから結果的には市町村の納税にかかってくるのです、これ。だから頭痛いの、どこの市町村も。

それで岩手県内で、前に言いました法定外繰入金やっている10市町村、この中では、この人たちはどこにその人たちが原因あるのかと、みんなその人たちは収納率の悪いところだけ、収納率の悪いところがみんな、一般会計からの法定外繰入金を行っています。平泉も残念ながらそのうちの、入れていないけれども収納率の悪いところなのです。それで収納率の良いところは法定外繰入金は入れておりません。ですから今一番重要なのは収納率を上げることなのだよということをお前は前々から繰り返しているわけです。

そのところで私は、今回の質問する時に役場の方に申したのは、運営委員会は何をやっているのかと。それで運営委員会の議事録を見せてくださいというふうにお話ししたところ、残念ながら運営委員会ではその議事録をとっていなかったというようなことで、残念ながらどういふことを運営されているのか、それを私見たかったのです。その中の平泉の健康保険条例の中の第2条第8項に、運営する、事業をやる内容が8項目書いてあります。そのうちの第8番目の中に、要するに、俗にいう企業会計だから、入りを量りて出ざるを制す、この原則に徹さなければだめなのだということを私は言いたかったから、そういうことをどういふことで運営委員会は協議されているのかというのを私調べたかったのです。

ですから、やはり今ほとんどの入っている人たちは、保険だから、保険だから、当然納めた以

上に余計にかかるのは当たり前だというようなことで、自分たちの保険を使えば使うくらい、最終的には自分たちの保険料にもかかってくるのですよという自覚をみんなで持つべきだと、被保険者はそれを持つべきだと、そういう教育なんかを果たして、教育というか失礼な話だけれども、そういったようなことをするためにはどうしたらいいかということ、運営委員会でそういうことは話されているのかどうかということ、私調べたかったです。

ですから、これは国の制度だから頭痛い問題なのです。本来は利用者負担、これが原則なので、一般会計から繰入れというのは本当に心苦しい、ほかの保険者に申し訳ないと、4分の1しか入っていないのだから平泉は、人口の、利用している人は4分の1なのだから、あとの4分の3の町民に対して申し訳ないと、一般会計から使うのは。町長が言っているのは当然です、それは。だからそこでやるのはどうするのですか。だから私が言いたいのは、何とか徴収率を上げる工夫をやっていただきたい。執行者側にしてみれば、恐らくこの冬インフルエンザでもどんと入ったら1,000万円や2,000万円の金が吹っ飛んでしまうでしょう、すぐ。インフルエンザだなんて流行してみんなで病院に行ったら1,000万円や2,000万円出てしまいますので、基金を持っていないといけないという気持ちは執行者側としては当然のことだと私は思います。ですから是非徴収率を上げる工夫をやってください。そして医療費を節約する方法を勉強させてください、被保険者に対して。時間外に行くとか、いきなり大きな病院に行くとか、ジェネリック使えとか、あるいは薬手帳を持っていく時にも、書いてもらう金が取られるからと、シールでもらってこいと、シールでもらってそれを貼れば金が取られないからシールでもらってこいと、ちょっと口悪いですけれども、そういったような節約方法などもみんなで勉強すべきだと思います。

ちょっと長くなってしまいました。そういうことを私は要望します。

議長（青木幸保君）

要望ですね。

5 番（高橋幸喜君）

はい、要望です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1点だけです。3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

今、高橋幸喜議員がお話ししましたが、いずれ下げるだけの努力ということですが、私言いたいのは収納率を上げるということですが、言いたいことは4方式ね、応能応益方式の4方式を、資産割だけを何とかこれをカットして3方式にできないのか。では資産割を、これは今までどの程度歳入で納めていただいているのか、その辺が、その額が収納率の何%上がった分に匹敵するかということ。それをお聞きしたいと、その辺お願いします。今言っているのは、介護医療、四つありますね、その中の資産割で幾ら納まっているかということが、それが収納率の、今これ見ると0.5%で1,000万円ずつ違っているのだよね、これね、平成23年度、平成24年度では。そういう意味を、ひとつそのお答えをお願いします。

議 長（青木幸保君）

それでは質疑の途中ですけれども、ここで休憩いたします。

---

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

---

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

午前中の質問の件ですが、国民健康保険税に係る資産割の額ですが、約1,800万円でございます。率にして約11%ぐらいになろうかと思えます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

賦課割合の推移の資料の中で、過去のことを聞きたいのですが、平成10年度、この月の基金なのですが、2億円以上ございます。なぜこのぐらい基金が貯まってきたのかということをやっと聞きたいと思えますし、もう一つは、平成13年以降ですか、これはその次の平成14年度がないからですが、減った原因をまず聞きたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

平成10年度、平成13年度等について分析はしているところではございませんが、思うに多分この平成10年度のあたりは所得というか、その辺も多かったのかと思われま。それからそのことによって所得に合わせた国保税の収入によって基金が億というところできたと考えられるところがございます。そして3年程率の減額をしてきて平成16年度には改定して増となってきた一気に、この空間はありませんが、5,300万円というような感じにはなっていますが、この辺は歳出に見合ったということで取崩しをしていると思われま。やはり医療費の方が増えていっているのかと考えられま。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

大体今言ったとおりであろうかと思えますけれども、私の記憶から言いますと、治水関係で、堤防をつくる関係で売った分が所得としてその家に入って、最高限度の分のところが多くなったということで、こういう基金になったと聞いております。また減ったのは、もちろん税率の改定をして減ってきたのだと思えますが、元々その時にも、先程高橋幸喜議員が言ったように、イン

フルエンザが蔓延すると1,000万円なんかすぐになくなるという話と同じような話がありました。やはりどういう病気が流行するか、どういう経費がかかるかというのが計り得ないから、やはり基金はそのまま残しておいた方がいいのではないかという意見も往々にありました。ただその中で、何でもそうですけれども下げるのは、先程言った人もいますけれども、下げるのはいいけれども上げるのはいろいろ問題があるという形で、この場合はやはり基金としては全体の5%があればいいよ、そういう話でもって、やはりこれは下げるべきだという形でこのような形で基金がどんどん減ってきたということであろうと思います。

ですから基金が、これは教訓としてでありますけれども、こういう状況の時、基金がないから上げるのだという話になるわけでありましてけれども、ある時の基金というものは基本的には恒久的な税率で下げるという話はなくしてですね、基本的にはこれは特別な形での基金の増加だったと思います。つまり全体的な税率が高いから基金として貯まったのだという話ではないはずなのです。特別な基金であったわけでありまして、基本的には、かくいう私もよく理解できないといいますが、全体的にやはり基金が5%という基本があるならば下げた方がいいのではないかとということで議決に至ったわけでありまして、そういう基金が貯まった時というのは、あらゆる事故を想定しながら、できるだけ残しておくことというのは必要だと思います。

その中で今回の住民との懇談会を回って歩いた中でも、国保税上げるのだそうだと、上げるという情報が入る前に我々にも教えてくれればいだろうという話がありました。そこで今回、議決はどうなるか、まだこれからでありますけれども、やはりそういう説明ですね、十分な説明を住民の人たちにしていながら理解を得ることが必要であるわけでありまして。そういう意味では多分事前の説明というのは、どういうあり方があるかよく分かりませんが、情報は流しておく必要があるのだろうと思います。

それと、これは議決された後の住民へのお知らせということは事細かに説明をしなければいけない、税の負担をしてもらうわけでありまして。そういう意味ではどのように説明を考えておりますか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

税率改正となった時には、町の広報とかホームページでの町民の皆さんへの周知かと思っております。また、これにつきましては国保の運営協議会の中でもいろいろ議論をしていただいて、この改正については答申もいただいております。先に言いましたとおり町民については、広報等の周知かと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

広報は町民全体ということでありましょうし、もちろん被保険者に対する書面での説明というものもある、そこまでも当然考えているとは思いますが、どうなのですか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

国保の被保険者に対して、特に特別その方たちに対しての説明会をというところは現在考えておりません。

議 長（青木幸保君）

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

説明会ではなくて、個々に対して書面でやってくださいという話です。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

それにつきましては4月1日の賦課になるわけですが、本算定が7月ということで、その時に納付書等が発行されるわけですので、その時にそのようなお願いをしたいと思っております。以上です。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

午前中の話の中に短期被保険者証ということが出ておりましたけれども、税率を上げることによって、またそういう短期被保険者証を発行するあれが増えるのではないかと思うのですが、現在、短期被保険者証を発行している割合というか、そういったことが分かればお知らせください。

議 長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

現在、短期被保険者証を発行しておりますのは8 1 世帯でございまして、6.2%の率になります。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

その短期被保険者証は6 カ月だったでしょうか、その期間は。

議 長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

短期被保険者証は3 カ月でございまして、ただし1 5 歳未満の人につきましては6 カ月の短期被保険者証を交付してございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

国民皆保険ということで、日本は等しく受ける権利がということなのでしょうが、アメリカのようにお金がなくなれば病院から放り出されることはないとは思いますが、医療機関の中で短期被保険者証を持っていらっしゃる方がいて、そういう事情で受けられないということがちょっと心配されるけれども、そういったことの対策というか、そういうことは何か講じていらっしゃいますでしょうか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

医療が受けられない方というところまでは把握は、ちょっと分かりかねますけれども、そうならないために、納付が遅くなった方たちに対して短期被保険者証を発行しているということでございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

税率を上げ、それだけ負担が多くなり、それで短期被保険者証を発行して徴収率も悪くなるという形になってくると、そのバランスがかえって崩れるのかというそういった心配もありますし、やはり受けられる医療というところで心配するところがあります。そういったところできちんとした説明が必要かと思imasので、そういったところを、弱者に対しての説明をよろしくお願ひしたいと思imas。これは要望ということで。

議 長（青木幸保君）

7 番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

最後の質問です。先程ちょっと言い忘れたのですが、私は原則的に先程言いましたように、こういう経済情勢の中では引上げるべきではないと思っております。やりくりできるのであれば、先程来言っております一般会計からの繰入れといったような形で処理をして、何とか我慢をして、平成27年というような改正の時点で考えるというのが筋ではないかと思うのです。

一步譲って今回引上げて、1,400万円の引上げですから400万円の今残があるということですから、このまますんなりいけば1,800万円ですね。ですから基金が1,800万円ですね、1,800万円というのは先程どなたか言ったように吹けば飛ぶような状態なのでですね。ですから平成25年にも底をつくというような形が出てこないでもない。そして、その際と平成26年の帳尻をどう締めるか、それから残がゼロになると平成27年はどうなるのかというような話になるわけですから、そういったようなものを先程来言っている一般財源からの繰入れも考慮しながらやりくりをするのだと。再度また平成25年に上げる、平成26年に上げるということはしないのだよというよ

うな一言がね、町長からあってしかるべきではないのかと思います。その辺の確認をして、それによっては反対討論をせざるを得ない場合もあり得ますから、その辺のところを、ひとつ町長からお聞きしておきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

皆様方から様々なご意見をいただいております。繰り返しになりますが、現時点の国保会計を見ますと、その中で最低限、先程決して突出していないと思っているという話をしましたが、いずれにしても今回は最低限の税率改正という形でご理解願いたいと思っています。

今、議員の方からお話がありました、では来年、医療費が予定以上に大きくなった場合とかですね、当然平成26年までの今の試算の中での数字を今回お示ししたわけございまして、それが予想以上にプラスマイナスが大きくなった場合ということは、先程申し上げましたとおり、今の現時点では一般会計からの部分の繰入れというのは考えておりませんが、ただ、その時々といいますか、来年以降も、来年、再来年どうなるか分かりません。それについてはその時点ですすね、決して一般財源を全く入れないということではないということなので先程申し上げましたつもりでございますので、その時点、時点ですすね、それぞれ判断をさせていただくということございまして、この税率をまた更に上げるとかですすね、そういうふうなことは現時点では考えておりません。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございせんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第57号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第12、議案第58号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する

条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案第58号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書7ページをお開き願います。

提案理由につきましては7ページ裏に記載されておりますが、町長が議案提案で申し上げておりますので割愛させていただきます。

第1条の趣旨につきましては、東日本大震災復興特別区域法が施行されたことに伴いまして、岩手県が復興推進計画を作成し国の認定を受けております。当町では瀬原工業団地、高田前工業団地、黄金沢企業誘致用地が復興産業集積区域に認定されております。その区域内に施設または設備を新設し、または増設した者に対し固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めているものでございます。

第2条の課税免除の適用につきましては、復興産業集積区域において、復興推進計画の認定の日、平成24年3月30日でございます、から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項の表の第1号から記載されております、以降第26条の4第1項までの各項の規定の適用を受ける施設または設備を新設し、または増設した者、これは県からの指定を受けました業者、法人でございます。者につきまして、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地にある土地に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初の固定資産税を課すべきこととなる年度以降5年度に限り、その課税を免除すると定めているものでございます。

第3条の課税免除の申請手続きにつきましては、課税免除を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに申請書を提出しなければならないことを定めたものでございます。

7ページ目、裏をお開きください。

第4条の課税免除の決定及び通知につきましては、1項では、申請があった場合は、申請内容について調査し、課税免除の可否を決定することと定めております。2項では、決定した時は、その旨を申請者に通知することを定めております。

第5条の課税免除の取消しといたしまして、1項では、(1)、(2)の各号に該当する時は、当該免除を取消することができることを定めております。2項では、課税免除を取消した場合において、免れた固定資産税について課税すべき年度の税率によって賦課徴収することを定めております。

第6条の他の条例との関係につきましては、課税免除を受けた対象施設については、他の条例の規定による課税免除または不均一課税の適用を受けることができないことを定めております。

第7条の補則につきましては、実施に関し必要な事項は規則で定めることとしております。



なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

1 点だけ質問します。平成 28 年 3 月 31 日までの間にということで、これは国の臨時特例という法律になるわけですけれども、どうも復興が遅れている感じがするわけですね。そうした場合、これ条例ですから町として条例は制定するわけですが、この期間というのは延長するとかなんとかというのは、この平成 28 年 3 月 31 日近辺にならないと検討できないということなのか、その辺はどうなのでしょう。この延長という問題ですね。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

東日本大震災復興特別区域法の中で定められておりますので、この国の法律いかんでは延びるかもしれませんが、今の段階では分からないというところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

ちょっと私、勉強不足か何か分かりませんが、この復興産業集積区域というものが、先程平泉の工業団地及び黄金沢の土取り場の跡地というところが指定というの、これ、今ちょっと私勉強不足で初めて聞いたような感じがしたのですけれども、これに指定になって、そこへ今度はそういったようなものを運んでくる場合の隣接地等の承諾とかそういったものは必要ないものなのか。あるいは本町には景観条例があるので、その景観上の問題はどういうふうになっているのか、そういうふうなところをちょっと、それらの整合性ですね、それをお聞きしたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

認定区域に指定されましたが、先程言いました高田前工業団地、瀬原工業団地、黄金沢土取跡地でございますので、その隣接につきましては、やはり建物を建てることにつきましては所定に建築確認をとる時はそれなりの隣地の承諾は必要かと思えますし、景観条例につきましては、今の平泉町の景観条例を適合させた建物になるかと思えます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

分かりました。そうすると固定資産税を免税するということですが、これに対する国庫助成というものがあるのかないのか、その辺をお聞きします。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

国庫補助の助成ですけれども、本当であれば固定資産税をもらうところでございますが、それが免除となっておりますので交付税で算入になるということでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 5 8 号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 5 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 1 3、議案第 5 9 号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは議案書 8 ページでございます。

議案第 5 9 号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の補足説明をさせていただきます。

水道事業者は水道法第12条により、水道の布設工事を自ら施工し、または他人に施工させる場合においてはその職員を指名し、または第三者に委嘱してその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わなければならないこととされております。この監督業務を行うのが布設工事監督者ですが、この資格者につきましては水道法第12条により政令で定められておりましたが、今回の地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして廃止されました。

また、同じように水道法第19条第1項により、水道の管理については技術上の業務を担当させるため水道技術管理者1名を置かなければならないと定められており、同条第3項により、水道技術管理者の資格は政令により定められておりましたが、同理由によりまして廃止されましたことから、今回、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を定めようとするものでございます。

それでは条例の各条項の趣旨についてご説明をいたします。

第1条では、布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格基準を定めることの趣旨を定めております。

第2条では、布設工事監督者を配置する工事の内容を定めております。

第3条では、布設工事監督者になる資格について定められております。初めに1号では、大学において土木工学もしくは衛生工学、水道工学を学び卒業した者は、2年以上水道に関する技術の実務に従事した者。同じく第2号では、大学において土木工学もしくは衛生工学、水道工学以外を学び卒業した者は3年以上。3号では、短大、高専等を卒業した者は5年以上。4号では、高校を卒業した者は7年以上。5号では、10年以上の水道の工事に関する技術上の実務に従事した者。それで6号については、大学院等を卒業した者は1年または2年以上の実務の従事者。そして7号につきましては、外国の大学を卒業した者については、第1号から第4号に規定する課程相当数であれば同年数。第8号では、技術士であれば1年以上。以上、1号から8号に該当する者が布設工事監督者になることができるというものでございます。

次に、第2項では、簡易水道に係る布設工事監督者の資格を定めておりまして、全項各号に掲げる実務経験年数をそれぞれ半分の年数というふうに定めているものでございます。

次に、第4条では、水道技術管理者が有すべき資格について定めております。水道技術管理者となるためには、第1号では、布設工事監督者たる資格を有する者。第2号では、土木工学等以外の大学を卒業した者は4年以上の水道の実務に従事した者。短大、高専等を卒業した者は6年以上、高校を卒業した者は8年以上。第3号では、10年以上水道の実務に従事した者。第4号では、工学、理学以外の大学を卒業した者は5年以上、短大、高専等を卒業した者は7年以上、高校を卒業した者は9年以上。第5号では、外国の学校を卒業した場合は、同項当該各号と同様としております。第6号では、講習課程を修了した者。

第2項では、簡易水道または1,000立方メートル以下の専用水道については、前項各号の実務経験年数をそれぞれ半分の年数というふうに定めております。

以上が条例内容の概要でございますが、内容につきましては水道法の改正前の政令と同内容で

定めようとするものでございます。

なお、この条例は、平成25年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

この条例は、水道法の一部条例が改正になったということに基づいて本条例も改正するということであるようですけれども、水道法の条文と全く同じ文章ではないかと思うのですけれども、それでは提案理由の地域の自主性及び自立性を高めるためという提案理由と、何だかさっぱり全然水道法に定められている法律のほかにこういったようなことが、なんかどこも変わりがないと思うのですけれども、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の改正につきましては、今お話しのとおり地域分権会議等の改革推進計画に基づいた内容でございますけれども、それで平泉町として政令の内容と今回同一内容であることとご説明いたしましたが、政令の内容等を照査しまして、それを改正する同内容でも問題はないということで同じ内容にしたということでございます。

補足いたしますが、水道法で今の資格について水道法で定められておまして、それについてはそれぞれの市町村の自主性に基づいて、単純に申し上げますと年数を決めなさいということでそれが廃止になったということで、今回町独自の年数ということで定めようとしたものでございますけれども、その年数等については政令と同様で、町とすれば問題がないということで同じような内容になったということでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

いっぱい書いてありますけれども、これは事業者がこういう資格を持っていなければだめだということなのでしょうけれども、役場自体としてはどうなのですか。こういう資格を持った人を配置しなければ、本当は検査とかそういったようなものがありますから、それ以上の知識を得ていないとうまくないのかという気がしますが、その辺どうなのですか。役場としては義務付けがあるのかなのか、その辺。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

役場としてというよりも、水道事業者は水道法に基づいた管理をするということになっておりまして、水道法に基づいてこの布設工事監督者と水道技術管理者、これを配置しなさいと水道法で決まっておりますので、必ず置かなければいけないということございまして、これに該当する職員等については、高卒であれそういう年数の者がおりますし、また、実務経験そして講習を受けているということで建設水道課では対応しているということでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第59号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第14、議案第60号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書10ページでございます。

議案第60号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、10ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合につきましては項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税1,301万3,000円、現年課税分の増額でございます。

1 3 款国庫支出金872万5,000円の減、1 項国庫負担金858万4,000円の減、これには公共土木施

設災害復旧事業負担金860万8,000円の減が含まれております。2項国庫補助金18万3,000円の減、3項委託金4万2,000円。

14款県支出金895万2,000円、1項県負担金306万6,000円の減、これには保険基盤安定費県負担金249万4,000円の減が含まれております。2項県補助金1,201万9,000円、これには放射線健康相談等支援事業費補助金249万9,000円、利用自粛牧草等処理円滑化事業補助金325万5,000円、生活再建住宅支援事業補助金440万円が含まれております。3項委託金1,000円の減。

15款財産収入、2項財産売却収入122万6,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金1,371万6,000円、財政調整基金からの繰入れの増額でございます。

19款諸収入、5項雑入909万7,000円、これには岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金909万6,000円が含まれております。

20款町債、1項町債1,350万円の減、これは臨時財政対策債940万円の減、公共土木施設災害復旧事業410万円の減でございます。

歳入合計補正額2,377万9,000円。

11ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

1款議会費、1項議会費35万円。

2款総務費139万7,000円の減、1項総務管理費122万円の減、2項徴税費30万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費17万1,000円、4項選挙費67万3,000円の減、6項監査委員費2万2,000円。

3款民生費85万5,000円、1項社会福祉費324万9,000円の減、これには国民健康保険特別会計繰出金400万7,000円の減が含まれております。2項児童福祉費410万4,000円、これには臨時職員賃金368万6,000円が含まれてございます。

4款衛生費、1項保健衛生費741万4,000円、これには放射線健康影響検査委託料472万5,000円が含まれております。

5款労働費、1項労働諸費120万円の減。

6款農林水産業費628万5,000円、1項農業費411万2,000円、これには利用自粛牧草等処理円滑化事業補助金325万5,000円が含まれております。2項林業費217万3,000円、これには森林病虫害等防除委託料200万8,000円が含まれております。

7款商工費、1項商工費26万8,000円の減。

8款土木費1,550万1,000円、1項土木管理費41万2,000円、2項道路橋梁費1,038万2,000円、これには町道戸河内線側溝布設替工事費1,018万3,000円が含まれております。3項河川費4万1,000円。

11ページの裏をお開きください。

4項都市計画費454万7,000円、これには生活再建住宅支援事業補助金440万円が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費 8 0 万7,000円。

1 0 款教育費387万1,000円、1 項教育総務費 4 4 万5,000円、2 項小学校費 9 7 万9,000円、3 項中学校費 6 6 万2,000円、4 項幼稚園費 1 9 万8,000円、5 項社会教育費137万1,000円、これには発掘作業員賃金210万円が含まれております。6 項保健体育費 2 1 万6,000円。

1 1 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費627万6,000円の減、これには災害復旧工事費補助対象分657万6,000円の減が含まれております。

歳出合計補正額2,377万9,000円。

次に、1 2 ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。二つの事業の限度額の変更でございます。臨時財政対策債の変更前の限度額 1 億8,800万円を、変更後の限度額 1 億7,860万円に。公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額1,370万円を、変更後の限度額960万円に変更しようとするものでございます。なお、両事業とも起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

2 点程お伺いします。まず 1 7 ページの裏ですね、3 款民生費、2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費の中の 7 節賃金、臨時職員賃金とありますね、368万6,000円、これにつきまして何人分の賃金で何カ月分なのか、もう少し詳しく教えてください。

それから 1 8 ページの 4 款衛生費、1 項保健衛生費の中の下の方で 1 目保健衛生総務費の中の 1 3 節委託料、これは放射線健康検査の検査委託料472万5,000円だと思うのですが、これは歳出ですが、歳入の方を見ますとね、歳入の方が 1 3 ページの裏の一番上のところですね、1 節保健衛生費補助金ということで249万9,000円、これが放射線健康相談等支援事業費補助金ということで、ちょっと差額がありますね、約220万円程ですか、この差額についてはどういうふうな形になっているのか、この 2 点質問します。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

1 7 ページ裏の 4 目児童福祉施設費の臨時職員賃金でございますが、実は 4 月に、要支援児の入所を見込まなかったのですが、実際にはダウン症とかの子供が入ってきまして、そのことで、全介助の子供が入ったということで 1 人増してございまして、期限付き、それから時間雇用、日々雇用という体制で臨時職員はあるわけですが、現在、平泉保育所には調理員を含め今回追加した部分で今 1 8 名程です。すみません、要支援児のほかに、それから 1 1 月の途中で産休予定の職員がいたところで、またそこら辺が追加になっておりますので今回の補正となっております。以上です。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料の472万5,000円でございますが、これにつきましては放射線汚染対策に係る健康影響調査ということで、4歳児から15歳までの幼稚園から中学生までの子供たちを対象といたしまして、対象人数は796人でございますが、摂取率等75%を考慮いたしまして600人程で予算は見込んでおります。それで検査委託料は税込みで7,875円を見込んでおまして、掛ける600で472万5,000円と見込んだところでございます。

それから、13ページの裏の放射線健康相談等支援事業費補助金でございますが、249万9,000円となっておりますが、これにつきましては先程、放射線の健康影響調査の委託料は472万5,000円でございますが、そのほかに印刷費等需用費、それから旅費とか使用料、事務費と補助対象経費となつてございましたので、それらを見込みましてですね、この対象事業費としては499万8,000円を見込んだところでございまして、その2分の1ということで249万9,000円と計上しているところでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

まず1番目の臨時職員賃金ですが、これは、では単純に何人で何カ月分とはいえないという理解でよろしいですね。その追加になった分の、1人は間違いなく追加になっているのだけれども、ほかにいろんな要素があつて、その積上げの金額がこれですよという理解でよろしいわけですね。そうしますと2番目の放射能ですが、半分は町の自主財源からの負担という理解でよろしいですか、ちょっと確認お願いします。そういう説明をしてもらえれば一番良かったのですけれども。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

おっしゃいますとおり、要支援児については1人増になったということで保育所1名分増しておりますし、また産休予定という職員が出てきたことによりまして、合わせて追加しているということでございます。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでしたが、残りの2分の1は町の一般財源での負担ということになります。



議長（青木幸保君）

ほかにございせんか。

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

大内政照議員と関連するのですけれども、対象者が796名のうち600名という対象人数になっておりますけれども、これは大体これぐらいの希望者だろうということでの人数でしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

対象者は先程話したとおり796人でございますが、受診率といいますか、それを75%と見込んだところでございます。ちなみに昨年度に県が実施した際の尿検査での希望者につきましては、この同じ年代の方々で、県の方で最初抽選にするとということで絞り込みもかけたということもございまして、昨年度は95人の希望者でございましたが、今年度は町で実施する分、幅広くということで、議決をいただければこれから応募をかけていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

実際にその600名、一応希望があった場合にはまたという追加の予算ということも考え得るのでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

基本的には、希望者の方には全員受けていただけるような体制を組んでいきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

この尿検査に関しては、平泉、それから奥州、一関地域が汚染状況重点地域に指定されているということで、手元にあるデータの中で昨年12月から3月にかけて行った尿中のセシウムの濃度は、確かに全くの不検出というのは平泉の子供はいなかったというデータがあるようです。検出している人はいなかったのですが、微量という形の、全くの不検出というのはゼロということがあるようです。

それから土壌調査に関して、実はこれは民間団体が今年の8月に実施したデータがありまして、その中でやはり平泉が濃度の点で一番高いというのが挙げられておるところがあります。なので、やはり希望者と言わず町としては全員を対象にという、希望しない人に無理にということではないのですけれども、そういった方向でやっていただければという、これは要望でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

お伺いします。17ページの健康福祉交流館特別会計操出金137万2,000円と、21ページの生活再建住宅支援事業補助金、これの内容とといいますか、どういうことでこういうふうになつたのか、その辺お聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

健康福祉交流館への一般会計の操出しでございますが、温泉会計につきましては、いろいろと入館者数を増やすような方向でやってきておりますが、どうしても重油等燃料費等が増額になりまして、温泉の歳入では財源不足ということで一般会計からの操出しをお願いしているところでございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

21ページの8款土木費、4項都市計画費の中の19節ですね、生活再建住宅支援事業補助金440万円の内容についてでございますが、これは二つの中には入っておりまして、一つは被災住宅補修等補助金、これは東日本大震災により被災した住宅の補修に対する助成金でございます。これについては補正を含めて現在780万円程予算がございまして、その後も要望等がございまして、今回1軒当たり30万円の上限でございまして、これの8軒分を予定してございまして、240万円。そのほかの200万円、これにつきましては被災住宅復旧補助金ということで、これについては東日本大震災で宅地の復旧について助成が出るという内容でございまして、これについては補助金が2分の1で限度額が200万円ということで、現在1軒の方から要望があるということで満額の200万円を計上していると、合わせて440万円という内容でございまして。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

ありがとうございます。毎回、健康福祉交流館の一般会計からの繰出しについてあれですけども、これ町長にお聞きいたします。私、一般質問でも何度もお話ししております。早急に指定管理に移行すべきであるというふうに再三にわたって申し上げてきております。一時的に入場者数が上がりまして嬉しい時もあったのですが、やはりそういう時、長いことを考えた時に早急に指定管理に移行すべきであると申し上げたところ、借金が今年で終わりだから、まずそれまで待ってくださいと、それから考えるといった答弁でございました。それに対してどれだけそれについて進んでいるのか、今後の見通しみたいなものも一緒にお聞きしたいと思います。

あと一つ、先程440万円の生活再建の方につきまして、これ確かに分かりました。宅地の方も分かりました。そうすると本町には、被災を受けて本町に新たに住まいを構えるといった方たちにもその補助金が適用になると思いますけれども、これを見るとそれはいないと、平泉には1軒もないというふうに私は解釈してございます。

今ご存知のとおり復興が進まない、なぜかといったようなところにおきまして大きな問題になっているのは、住まいは高台にあったから被害を受けなかった。でも自分の工場なり店なりは低いところにあったから津波にあった。それで飯を食べていくためには商売を再開しなければだめだと、でも国の方は集团的にまとまって何とか組合をつくらなければだめだとか何とかということではなかなか復興が進まない。でも中小の零細企業はどうしても、もう2年近くになる、とにかく食べることを考えなければならぬから商売をしなければならぬということで、そんなの待ってられないということで各地に、実際平泉にもそういったようなことを求めて来ております。それに対する手厚い本町の保護みたいなもの、助成といったようなものが、この住宅再建事業の中をよく調べてみますというのはどうも適用にならないというようなことだから、是非その辺を何とか、平泉らしい被災者の再建も含めた助成みたいなものを考えるべきではないかと思っておりますけれども、その辺をお聞きしたい。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

町民温泉の関係でございます。確かに一般会計からの繰出しがここ数年ずっと続いているというのは現状でございます。あとから担当の課長の方からご説明申し上げますが、それぞれ入館料の軽減をして、それを今、次期への繰下げとかですね、利用客に対してのサービスを充実しようということで行ってしまして、そのほかにキャンペーン等も実施をしている最中ではございまして、先程議員の方からもお話がありました観光客等の推移もですね、ちょっと今それを見ているところでございます。

いずれにしても現状の部分での分析をしながら、当然指定管理者への移行という部分をですね、今その状況を見ながら検討している最中ではございます。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

現在、町長が話をしましたように温泉につきましては、6月末からは世界遺産1周年の記念キャンペーン、それから8月、9月には節電キャンペーンということと、それから今月12月ですが、歳末キャンペーンということで、入館者について300円ということを進めておりますが、そういうことの効果もありまして、ただ平成23年度とはちょっと比較ができない状況かとは思いますが、平成22年度と比較しますと毎月500人から、多い時は1,000人程多くなっている状況でございます。ただ、その単価を500円のところを300円にしているというところで、入館料の推移は大幅には上がらないのでございますけれども、入館料につきましても平成22年度と平成24

年度を比べますと、平成24年度は100万円単位とはいかないのですが、20万円、30万円くらいの増にはなっている現状でございます。

それから町長が話しますとおり、ここで入館者が増えることによりまして、逆に食堂の売上は大幅に伸びております。それに伴ってまた、売店ゆうゆについては、町としては手数料をいただいているのですけれども、売店のゆうゆについても売上は、お客さんが多いということで伸びているという状況のようでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

生活再建住宅支援事業につきましてはお話しのとおり、これは住宅という定義がございまして、被災した住宅への補修と被災した住宅の宅地の復旧というのがこの事業でございます。それで、それ以外のものについては現在のこの補助事業では対象にならないというのが事実でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

これは観光商工課長にお聞きします。要するに中小零細企業の方が生活のために店舗を求めて来ていると、こういった方たちに対する本町での手厚い保護といえ失礼な話ですけれども、対応ができないものか。来年の予算編成にあたりまして是非、家賃の半分を補助するとか、半年とかね、例えばですよ、そういったような形で被災に遭った方たちの再建に本町でも手厚い援助をすべきではないかと思えます。これ観光商工課長あたりが担当だと思えますので、その辺どういうふうに考えていますか、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今のところ新しく店舗を建てる方についてのそういった制度はですね、融資制度の関係については、利子補給とかということではやっておりますが、空き店舗対策を商工会の方でやりましたので、それと連携を図りながら近隣の市、一関市、奥州市の方でも空き店舗の補助制度があるようですので、その辺を研究してですね、制度化できるかも含めて今後検討していきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

それでは暫時休憩します。

---

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

---

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

先程、5番、高橋幸喜議員の町民温泉の質問の中で、町民福祉課長から訂正の部分がありますので発言を許したいと思っておりますのでお願いいたします。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

高橋幸喜議員の温泉の関係で、すみません、説明が舌足らずでした。

入館料、キャンペーンの時に300円としたという話をしましたが、それは65歳以上の高齢者を対象としていました。それで大人については時間制限が普通はあるのですけれども、普通の方については時間制限なしで入っていただいたということで、よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そういうふうにあくして多くの人たちに温泉に入らせていただきましてね、健康増進に役立てばということです。段々にあまり下げてきますとね、ならばいっそのこと無料にした方がいいのではないかというふうになりましてですね、ますます財政が悪化するというようなこともございますのでね、本町にとっては貴重なあれですので、是非早急に指定管理者の意向の段取りというか検討会というか、そういったところばかりも発車させてはいかがなものかと思えます。お願いします。以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

放射能関係をちょっと、尿検査のところですね。今回予算を組んでいるということですが、前回も平泉町では12名受けているわけですが、その中に4歳児、5歳児、幼稚園・保育所等の子供たちが含まれているのかどうか。その子供たちの実際はどうかということがちょっと心配なものですから、個人名は必要ないですけれどもデータだけ教えてもらえればと思います。というのは、年齢が小さいほど影響度が大きいと言われておりますので、その辺を、前回の分ですね、いかなかったらいいでも結構ですから、そういう答弁を願います。

それと今回ですが、4歳から15歳という予定を組んでいますが、0歳児から3歳児はどういうふうな検査をするのでしょうか、その辺も、2点です。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

まず1点目の昨年度の県での検査を実施した12名に、4歳からということでございますが、4歳から15歳までの年齢幅のところ12名ということになっておりますし、個々の結果については、県で発表しているのは、県下で132名実施した中で最大というか、リットル当たりだと7

ベクレル未満が2人、6ベクレル未満が8人、5ベクレル未満が5人、4ベクレル未満が18人、3ベクレル未満が31人、2ベクレル未満が48人、1ベクレル未満が7人、不検出が13人、合わせて132人、これはセシウムの方でございましたが、そういった結果になっておりました。

今年度につきましては、現在、尿採取は終わっていましたが、検査中ということで年明けになるといわれていますけれども、県の方で有識者会議の評価をもとに発表されると聞いております。個々の部分のデータはちょっと差し控えさせていただきたいというか、ちょっとここに持ち合わせておりませんでした。個人が特定、12名の部分を全部やると特定されるおそれもあるという意味合いも含めております。

0歳から3歳につきましては、県のところでも尿検査で2リットルを採尿するというのが結構厳しいということがありましての対象年齢の選定で4歳から15歳ということで実施をしたと。今回町で実施する部分についても、その対象年齢で同じ検査項目で検査を実施するという考えでございます。

議長（青木幸保君）

0歳から3歳はどう考えているのか。

保健センター所長（千葉幸一君）

0歳から3歳は今回は対象に入っておりませんので、今後その部分は、現時点ではちょっと検査の予定はないということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

なんか答えをはぐらかされているような感じでね、何で正直に答えないのですか。私は町民の代表で聞いているのですよ。こんなはぐらかした答えだけでは納得いかないですよ。だってそうでしょう。まず1点目ね、前回4歳児から5歳児がいたのかどうかと聞いているのですよ、個人情報云々ではないでしょう。いるかいないかの質問だから、いるのだったらいる、いないのだったらいない、それだけで結構ですよ。そういう質問をしているのですよ。何を勘ぐっているんな答弁をしているのかね、私は素直に聞いていますからね。

0歳児から3歳児についてもちゃんと話をしたでしょう。影響力が一番大きいのですよ、大事な問題ですよという意味合いで質問しているのです。それを単純にやらないという話はないでしょう。町としてどうするのか当然考えていかなければいけない大事な問題です。それについてやりませただけでは納得できませんよ。そこら辺ちゃんと考えてやらなければ、去年からの話ですから、0歳児から3歳児についても当たり前のことではないですか。そういうしっかりした考え、方針をつくって仕事をしてほしいと思って質問しているのです。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

1点目の4歳から15歳で各年代から1人で12名という、各年代1人ということで抽出した。

4歳から15歳までの、学年で考えていけば各学年で1人で、その幅の中で12名抽出した。4歳、5歳、6歳、15歳までやって各年代1人。4歳、5歳は1人ずつだから2人です。

0歳児から3歳児の部分につきましては、ここの部分につきましては小さい子の検査の難しさもあろうかと思えますけれども、県で実施した対象年齢が4歳から15歳ということでしたので、今回も4歳から15歳ということで対象年齢を設定させていただきたいということになってございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

19ページの6款1項4目畜産業費の関係で325万5,000円が、19節負担金補助及び負担金ですね、利用自肅牧草等処理円滑化事業費補助金、これ被害状況は全体で幾らぐらいになって、325万5,000円で全部なのかどうか、その辺の実態。そして何件ぐらいの人にこの補助金があったのか、その辺のところをひとつお願いします。

もう一つは文化遺産センターの関係で、これは数字には補正予算にも、決算には多少出るか、予算にもなかなか出にくいというのがありまして、前には一般質問でも、町史の関係ですね、町史がどうなっているのか、現状がどうなっているか、そして今後どうするのかと、その処理状況ですね、そんなこともちょっとお聞きしてみたい。大体何冊ぐらい残があつてどこにしまつていて、どのように売れているのかといったようなことですね、それらをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

この事業に対して、まずは対象農家ですけれども、一応83戸というふうになっております。対象面積62ヘクタールにつきまして今回の補正予算は、まずは牧草の刈払いを実は9月の補正予算の段階では1回の部分で見えていましたが、それが補助の要件が改正になりまして2回までいいですよということで、今回の補正は更にその1回分を追加するという形での補正予算になっております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

町史でございますが、現状ということで、何冊、どこに、どのようにして、どのような数で売れているかということでございます。まずどこにということで、何冊かということなのですけれども、4冊が結局町史としてはございまして、そのうち残数としましてはトータルでいうと4,553冊という数字が11月にございます。それだけの数が残っておりまして、場所は今までは役場の3階の倉庫にも入れていたのですけれども、震災後は全部一所に移しまして、今元観月桜

という中尊寺の入り口の手前のところの借りている倉庫がございます。そちらの方で保管している状況であります。

それから、実際に売っている販売の状況ですけれども、文化遺産センターの窓口で取り扱っております、そこで販売、有償配付というのですかをしております、あとはホームページ等で文化遺産センターで有償配付していますということで案内等を行っている状況でございます。以上です。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

牧草の関係で、さっき聞いたのはこれで100%かどうかということ聞いたのでね、これで保障は100%ですかということ聞いたので、その辺のところのお答えをひとつお願いします。

それから町史の関係、4,553冊が現在もあると。過去には一般質問でしょっちゅう出た話ですが、4,553冊でかなりの厚さですからかなりの場所を食うということなのですね。恐らく年に何冊もと、いわゆる何十冊ではなくて何冊ぐらいの単位でしか販売していないのだと思うのですが、その辺の販売数量ですね。

そして、これからどうするのかというのは、やはりそろそろ決断を下さないと古くなるだけで、ねずみが食ったり何なりしてというような、そういう廃棄物にだけなるだけの話だと思うのです。ですから、どのようにして処理するか、なんか前だと1万円とか8,000円とか7,000円とかというような、そういう冊だったと思いますけれども、そういうのをもっと、ただでもやるよぐらいの度胸を出してはいていかないと、なかなか売れるのを待っていたのでは何十年経ってもまだ倉庫にあるよというような格好になるのではないかと思うのですね。ですからそのところ、売ることになると1万円を買った人と3,000円や2,000円を買った人との差というのは出てくるわけで苦情は来ざるを得ないわけだけれども、買ったというのはもう何十年か、何十年まではいかないのかな、相当の年数が経っているわけですから、そんなにそんなに問題はないのではないかという気がするのですね。とすれば、そういう分配の方法ですね、それらをもうそろそろ考えてもいいのではないかと感じてはいるわけですが、その辺のところはどのように考えているのか。誰の決断でそのようになるのか、教育長の決断なのか町長の決断なのかその辺は分かりかねますけれども、その辺のところもひとつお知らせ願えればと思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

牧草等をはじめ放射性物質の数値ですか、この数値が今後どのように変わっていくかというところも今後見定めなければならないということもあります。現時点で県単の補助事業としては100%ではありますけれども、今後のそういった放射性物質の状況にもよって、また新たなものが出てくる可能性もあるということでございます。



議 長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

確かに毎年5冊から10冊程度のそういう販売状況でございますので、中身的には大変大切なものでございますので、できるだけ町民の方にも役立てていただきたいということをごちからとしても思っております。当然今の現状では、記念品なんかでも活用しているわけですが、いずれ今後どのような方向でということは、いろいろご意見を参考にしながら考えていきたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

重いお土産になりますけれども、視察に来た人には是非持たせてやるとか、そういう線をとってですね、できるだけくように、どこか学校に寄付するとか何とかというのは料金とはられないと思うのですよね、ですからそういったような分配の仕方をして、なるべく早く一般質問に二度と出てこないよというぐらいにした方がいいのではないかなと思うのですが。

最後に、誰の決断なのか分かる人に答えてもらいたいのですか。誰が決断すればどのようなのかね、町長なのか教育長なのかね、その辺のところをもう1回お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

教育長はまだその辺までの経緯については承知していない部分だと思いますので私の方から、答弁になるかならないかは別にしても。いずれにしても今、議員の方からご指摘があったとおりのことは承知はしております。ただ倉庫に寝かせておくというわけにもいかないだろうということで、以前にといいますか、今はその議論はストップしている状況ですが、議論した中では、セットで販売したらどうだとかですね、個別に販売すると定価というのがありますのでセット価格ということ一度議論はしたことがあります。いずれこの問題については相当の経費をかけて印刷しているということ、もう一つは、金額の設定がちょっと高かったのかと、一番最初の設定がですね。それは今議論するところではないのですが、本来の印刷費の部分、かかっている経費の部分、もう一度元に戻って、そして適正な価格がどうかというのは分からないのですが、その辺の、先程言いましたセット価格という部分をですね、どうなのかというところ、今も記念品等で差し上げている部分がありますので、その辺の部分をもう少し拡大といいますか、広げるといふことも必要なのかと。いずれにしてももう一度、担当課も含めてですね、教育委員会も含めて、これについては検討したいと考えております。以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

3番、阿部正人議員。

### 3 番（阿部正人君）

19ページの裏ですが、6款2項2目林業振興費の説明の中の森林病虫害等防除委託料、補正でこれ組まれているようではございますけれども、どの部分なのかということで。伐倒駆除に係る交通規制業務委託料、これもありますけれども、この部分。

それから20ページの裏、8款土木費、この中の2項2目道路維持費の中の13節委託料、平泉町みち、かわ整備事業業務委託料、これマイナスになっているのだけれども、これを何かの形に使われない、まあ道路維持か何かに使われるものかと思うのですが、いずれこの委託料。

それから15節工事請負費1,018万3,000円、これ補正で出て、戸河内のどの部分なのか、町道戸河内線側溝布設替工事費、これはどこの箇所なのかというところ。

それと25ページの12款公債費、2項2目利子、これの中の23節、起債償還利子243万9,000円、これどの部分が起債してこの利子を払わなくて済んだのだから、その部分をご説明お願いします。

#### 議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

#### 農林振興課長（石川二三夫君）

今回の補正予算につきましては、こちらに説明が書いてありますとおり、補助事業の対象となっております松くい虫の被害によりました伐倒駆除の被害木が増えて、再調査の結果増えたということもありまして、今回追加の補正ということがございます。

また更に下の方に書いてありますとおり、交通規制はここに書いてありますとおり道路沿いのですね、そういった被害木を処理するためには交通規制をかけなければならないという現場がありまして、そのために交通整理員等の委託をしたという経費でございます。

#### 議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

#### 建設水道課長（鳥畑正彦君）

20ページ裏の8款土木費の2項2目道路維持費の中の最初に13節委託料、平泉町みち、かわ整備事業業務委託料でございますが、これの内容についてご説明いたしますと、この事業は行政区、または団体が道路、河川の整備あるいは維持管理を行うことに対して町が助成をすることとございまして、その助成の内容につきましては、原材料費あるいは機械の借上料、これらに対して助成をするというものでございまして、今年度この事業を取り組んで、今お話ししたような内容のことをする行政区等が少なかったということから、今回100万円を減額するというものでございます。

次に、15節工事請負費の町道戸河内線側溝布設替工事費、場所でございますが、場所につきましては月見坂の道路に並行して町道戸河内線が走っておりますが、その中尊寺第1駐車場の入り口から、こちらから行って右側に、月見坂に沿ってのコンクリート側溝が坂沿いにずっとありますが、その坂の部分、約299メートル程ですが、その現在の現場打ちのコンクリート側溝を既成のコンクリート側溝に入替えて、そこに蓋を掛けるという内容のものでございます。場

所については今お話ししたように坂の部分、登りきったところまでやるという内容のものでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書25ページの12款公債費、1項2目の起債償還利子の減額でございますけれども、これにつきましては、一番大きな要因につきましては、当初予算の見込みがちょっと大きかったということが一番の要因でございます。それから、過去に借入れしております変動利率の部分の借入れをしております起債につきまして利率の見直しを行ったところでございます。その見直しを行ったことに伴いまして利率が下がりましたことから、今回の利子の減額ということになっていくところでございます。二つの要因が大きなものでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。では一つ、さっき6款農林振興費の中の松くい虫ですか、これは追加ということだけでも、どの部分が追加になったのかということ。どの部分というか、一般に経費がかかるよという意味なのか、場所が増えたのか。場所が増えたのであればその辺、どの部分が増えたのかですね。達谷とかなんかもやっているところも、松くい虫を春にやっておられましたが、更に場所が増えたのかどうか、その辺のところをお伺いしたいということです。

それから、8款土木費の13節委託料について説明がありました。分かりましたが、この委託料の平泉町みち、かわ整備事業業務委託料の100万円、これについては今までのそういう方々が要請というか、そういう方々が少なかったということですが、これは今でも要請されれば、どこかの部落でもね、例えば河川、これ場所替えはできるのかどうか。例えば極端に言うと太田川沿いとか、平泉町の部分の維持修繕に使えるのかどうか、その部落で要請した場合にね。要請というか、これではうまくないよというようなところの環境整備をやるといった場合に、こういったものに補助金が使えるのかどうか。使えるではなく代替えできるのかどうか。その辺は、これはやはり減少で終わりなのかどうか、そういうところをお伺いします。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

これは松くい虫の被害木の調査をしまして予算を編成するわけですがけれども、これは更に再調査の結果、被害が増えているということで、どこの場所ということより町内のいわゆる調査をした結果、当初よりも増えているということで今回補正をしたということでございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

平泉町みち、かわ整備事業業務委託料でございますけれども、先程言いましたように、原材料と機械の借上料が対象になるということで、残念ながら人件費については対象にはならないという条件で、町が管理する道路、河川であればまだ予算残もありますので対応はできます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

17 ページの3 款1 項3 目1 3 節委託料の件ですが、この内容をお聞かせください。

それから、その裏の後期高齢者医療特別会計繰出金111万9,000円が減になっておりますが、その内容と在宅介護されている方が何件ぐらい平泉町にいるのか。それに対してどのような形の支援をやっているかお聞かせください。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

17 ページ、3 款1 項3 目1 3 節委託料の後期高齢者健康診査委託料でございますが、このとおり健康診査について当初に不足があったものですから追加しているところの2万3,000円でございます。

それから、裏の後期高齢者医療特別会計繰出金の減というのは、これは後期高齢者医療の特別会計にいくわけですけれども、低所得者の保険料の軽減分が公費負担されるところでございますが、ここの医療費の総額が変わってきているものですから、それに見合っこの繰出しも減っているところでございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

在宅介護ということでのご質問でございました。在宅の寝たきり高齢者等介護手当支給事業という事業をやっております、これにつきましては平成23年度実績で51人の方が支給対象者になっていまして289万円程支払いをしております。以上です。

議 長（青木幸保君）

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

その支援策として289万円ということ Understanding していいわけですね。

それから、後期高齢者医療、検査の追加の分という、これ何人分ぐらいの金額になっているのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

後期高齢者の特定健診の委託料になるわけですが、受診見込みで211人となっております。そこに当初予算にちょっと不足が生じたということで2万3,000円の追加でございます。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

先程申し上げました289万2,000円につきましては平成23年度の実績でございます、平成24年度も同程度の金額で事業を実施しております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

この金額を単純に51人で割れば、1人当たり幾らということの計算で支援しているということによろしゅうございますね。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

ただいまのは寝たきりの高齢者等の介護手当支給事業の部分でございます、議員お話しのとおり6,000円なので割返せばその金額でございます。その人数で、年間でその事業費です。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

14ページの15款2項1目不動産売払収入、これ土地代122万6,000円があるのですが、場所ですね、どこの何なのかをお知らせ願いたいと思いますし、15ページの2款1項1目一般管理費の関係で、給料の減額が相当、職員給料で184万円あるということとか、時間外手当も50万円ある中で、これは旅費が増額になったり、交際費この増額、町長交際費が増額のようなのですが、何を計画されているのか。

24ページの裏にあります11款災害復旧費、ここの収入もありましたが、860万8,000円を国に返納する形になるのですが、ここで見ますと一般財源で643万2,000円が支出するようになっております。これは付替えだとは思いますが、こうなった事態というか、どういう事情なのかお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに14ページの15款2項1目不動産売払収入の122万6,000円でございます。これにつきましては赤線の売払いの申請がございまして、地区につきましては阿部板金近辺の土地でございます。

ますけれども、赤線の売払いの申請がございましたので、それにつきましての売払い料金でございます。

それから、15ページの2款総務費、1項総務管理費の1目2節給料、3節職員手当等、9節旅費、10節交際費等の補正でございますけれども、職員給料の減額につきましては、1人の職員が育児休暇を取得してございますので、その1名分の減額でございます。それから時間外につきましては、これから3月までの見込みを立てたところでございますけれども、それを精査した結果の減額でございます。そのほかに旅費につきましては、今後予定されます会議等がございます。特に町長等の会議でございますけれども、それらの会議を考慮いたしまして今回この額を補正させていただいたところでございますし、交際費につきましても、3月までに必要とされる部分の不足分を今回補正したところでございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

24ページの裏の11款災害復旧費、1項1目土木施設災害復旧費の15節工事請負費の減額、この内容についてご説明いたしますと、これにつきましては今年の、正式に申し上げますと4月30日から5月5日までの豪雨災害に伴う被害総額を約3,400万円程で計上しておりましたが、その後、国の補助対象事業ということで災害査定を受けまして、その結果、減額されたということから、今回その災害査定額に若干の物価上昇率を上げた予算で精査した結果、このような国庫補助金等の減額になったという内容でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

赤線については申請があれば評価で売却ということなのだと思うのですが、今年度何件、これが初めてだったのかどうかということですね、お聞きしたいし、町長の交際費、これ無限大なのですか。予算枠としては徐々に補正で増やしておりますけれども、どういうことになっておりますか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

土地の売払いでございますけれども、申し訳ございません。詳細な資料を持ち合わせてございませんけれども、私の記憶上では今回初めてだと記憶してございます。

それから、町長交際費の件でございますけれども、具体的な計画等があつて補正したところではございませんけれども、今後必要であろうと思われる部分につきまして補正をさせていただいたところでございますし、その補正については無限かということでございますけれども、いずれ必要があると見込まれるものについて今回補正をさせていただいたものでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございせんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

今の佐々木雄一議員の関連ですが、記憶によって1件という赤線の分を売買したということですが、前も法定外公共物に関しましては私も質問したことがありますけれども、国の方から移管されたものの売買を強く押し進める話ではないということをおっしゃったという話であったわけですが、少しはPRと申しますか、PRできなければ、あなたの土地にはこういう赤線の分が入っていますよとかですね、表立ってPRは難しいかもしれないですけども、そういう部分があってもいいのではないかと。たった1件では宝の持ち腐れみたいなところがあるような気がしますから、そのところは悪い意味と申しますか、PR的なものがあってもいいのではないかと申しますが、それをまず質問したいと思えます。

もう一つ観光振興の関係で、数字とは関係ないのですが、これからお正月を迎えるわけですが、かつては献灯、提灯関係を中尊寺の方では、駅前から中尊寺、そして駅前から毛越寺ということで献灯として灯りを点けておったわけでございます。その後、中尊寺の方は3日間、三箇日点けてあるわけですが、町の方は31日の夜から1日にかけての分だけになってきた。それで今回と申しますか、去年は元々町内の灯りがなくなったという話を聞いておりますし、また今回も同じような形で町内には灯りを点けないということになっておるようでございます。どういういきさつでそういう形になってきたのかをお伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに法定外公共物のPRにかかわる質問でございますけれども、これにつきましては佐藤孝悟議員ご指摘のとおりの内容で、過去に財源確保という中身でですね、PRをしながらやって進めたいという話の方向性を持ったところでございましたけれども、いずれ佐藤孝悟議員ご指摘のとおり、国土交通省等からの指導によりますと、ただいまのような方法も含めたPRについても好ましくないというような指導があったと聞いているところでございますので、いずれは個人の方々からの申し出による方法しか現在とはとれないのではないかと考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

初詣の31日から1日までの間の通称中尊寺通りの灯りでございまして、昨年度につきましては、今まで一昨年までは中尊寺の方で電気会社に頼んで設置しておったようですけども、昨年度につきましては初詣客、平泉駅から中尊寺まで行く方が少なくなったという理由から、そういった献灯につきましてはやらないでいるようでございます。本年度につきましても、これは情報ですけども、本年度についても昨年同様、灯りについては設置しないというお話を聞いてござ

います。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

法定外公共物に関しては、そのようにPRまですることはちょっとまかりならんというお達しがあったように記憶しますが、ただ、そういう形になっているということはみんな分かっているのでしょうかということなのですね。分かっているならば、いや、やはり申請してこれを自分のものにするかという話があると思うのですが、これは知らしめる形である程度やる必要もあるのではないかと思うのですね。結局分からないから申請がないということにもなるかと思えます。ですから最初に移管された時に、あなたの土地の下にこういう形がありましたよということを幾らか知らしめたことはあったでしょうかということを質問いたします。

もう一つは献灯の件ですが、冗談で言う人が、中尊寺では一隅を照らすという話を持ってきまして、なんだ照らさないのかという話を言う人もおりますけれども、年に1回町内に灯りを照らすというのが、逆に言えば本当に灯りでもって、誰が見ても灯りを見ると何となく和やかになるという、それが年に1回ぐらいはあってもいいのか、ましてやお正月の時期でございますので、そういうものをもう一度ですね、観光客、歩く人が少なくなったからどうのこうのという話ではなくて、通常の正月の行事という形の中でやはり提灯は吊した方がいいという、そういう考え方を持つことも必要だと思うのですね。ですから少なくなったという話ではなくて、少なくなったら何もなくなるのか、ますますそこを歩かなくなる。正月は車で来る人も多分にあるかと思えますけれども、特別の列車を出しているわけでしょうから、そういう意味ではやはり灯り点けてやるということが通常のあり方なのかと思えます。もう一つご意見をいただきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

法定外公共物を調査した段階で、それらの状況についての周知を図ったかという質問でございますけれども、これにつきましては率先して売払いを進めたいというような気持ちもございまして、その準備はしたところでございました。ですけれども先程のような指導があった関係上、それができなくなったという状況でございまして周知はしていないというところでございます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

中尊寺通りの灯りの件につきましては、議会からもこういったお話があったということを踏まえて、中尊寺とちょっとお話をしてみたいと思えますし、あとは地元ですね、地元の方々にもご協力いただけるような話をこれからやっていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。



11番（佐藤孝悟君）

法定外公共物に関しましては準備をしたという話でありますので、PRがだめならばPRではなく知らしめるということもあっていいのではないかと私は思います。どういうこれからのあり方があるのか、また検討していただきたいと思います。

また、お正月の灯りに関しましては、実はその地域の人からも言われておまして、ある店では、灯りを消したら1人も来なかったというお話も聞いております。ですから、商売に結び付けばもちろんいいことではありますが、それとは関係なくですね、やはりこの灯りは中尊寺の方にはお正月の行事みたいな捉え方をしたいという、そういうささやかな気持ちでございませうけれども、この点も、警備会議は終わったのかどうか分かりませんが、その中でそういうお話があったということをお話いただければいいかと思っております。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今、佐藤孝悟議員からお話があったとおりですね、警備会議は既に終わっておりますけれども、是非地元からの要望もあるということも踏まえて、再度中尊寺の方に、毛越寺の方は率先してやっておりますので、その辺も含めまして中尊寺の方に申し入れをしたいと思っております。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいまの法定外公共物につきましては、再度、上部機関の方に確認をとりまして、大丈夫であるような方向性が出された場合につきましては、そういう方向で周知を図っていきたく考えてございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

20ページの裏になるのですが、8款土木費の2項2目道路維持費、先程、15節工事請負費の町道戸河内線側溝布設替工事費となっておりますが、これは側溝だけの工事だと思うのですが、あの道路を通った時ですね、道路の中央線に亀裂が走っている部分が、確か車に古木が、枝が落ちたあたり、通った時に道路に相当亀裂が走っているように私は見たのですが、そこを大型のバス等が平気で通過しておりますけれども、あれらの道路、土砂崩れにならなければいいと思うのですが、そういう情報は入っているかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

場所については、清水さん宅の前の方でございませうか。その道路センターにクラックが入っ

ているというお話ですが、大変申し訳ございませんが、承知しておりませんでした。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

いろんな部分で道路管理を問われておる時代でございますから、早めに調査なりしてですね、安全対策をとっていただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

ほかにご覧いませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第60号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後3時07分

再開 午後3時23分

---

議 長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第15、議案第61号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第61号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

27ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。歳入、3款国庫支出金1,221万円の減、1項国庫負担金1,213万円の減、負担率の改正及び前期高齢者の交付金の当初予算額との調整等による療養給付費負担金等の減額でございます。2項国庫補助金8万円の減。

4款県支出金924万8,000円、1項県負担金51万5,000円、2項県補助金873万3,000円、医療費の伸びによる負担金の追加でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金560万円、退職者医療交付金の追加です。

9款繰入金597万7,000円、1項他会計繰入金400万7,000円の減、2項基金繰入金998万4,000円、これは国保財政調整基金繰入金の取崩しを行うものです。

11款諸収入、2項雑入36万4,000円、第三者納付金等の追加でございます。

歳入合計補正額897万9,000円。

28ページをご覧ください。

歳出、2款保険給付費1,626万円、1項療養諸費1,296万1,000円、2項高額療養費329万9,000円、いずれも9月診療分11月支払いまでの実績から、10月診療分以降2月までの部分を見込んだ追加で、療養諸費については12%増、高額療養費については20%増で見込んでおりますが、予測できない状況も今後あるところだと思っております。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金19万2,000円、過誤納税への返還金でございます。

10款基金積立金、1項基金積立金747万3,000円の減、歳出補てんのための財政調整基金積立ての減額でございます。

歳出合計補正額897万9,000円。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

29ページの裏、11款2項1目、一般被保険者第三者納付金35万円、これはどういったような内訳といたしますか、あれだということをお聞きしたい。これは手順についてもお聞きしたいと思います。

それとその下の、これは毎年出てくることなのですけれども、市町村医師養成事業助成金というもの、これはどういうものに使われているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

一般被保険者第三者納付金でございますが、これは交通事故についての部分でございますけれ

ども、この方については、たまたま無保険で交通事故を起こしまして、それで保険者である平泉町が立替えをしております、その部分を毎月計画的に返還していただいている部分をここで計上しております。

次の市町村医師養成事業助成金というのは、これは助成金として平泉町に市町村の振興協会から入ってきておまして、このほかに町としては負担金ということで負担金を支出しておりますが、これは今、医師不足という中でお医者さんになるための学業を得るのための貸付金とかそういう部分に使われているものということで、町で負担金として出しているものに対して、これは振興協会からこの助成金が入っているというようなことでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

一般被保険者第三者納付金の手順ですけれども、要するに本来は国民健康保険でかかれないけれども交通事故のようなやむを得ないことがあって、とりあえず使うと、今回の場合はそれとはまた別の手順ですけれども、その手順ですけれども、要するに本来使えないけれども今急用だと、急ということでとりあえず使う、使わせてほしい、そういったような内容の連絡というようなものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたい、というのは要するに先程来、私が言っていますように、我々の保険は我々が守るのだというのが一人ひとり保険者になるとですね、本来、今日の病気は、あるいは今日の怪我は、本来は市町村国保使えないのだと、労災から使わなければならないのだということの意識を持つとですね、案外納付率も良くなったり節約するというようなことにもなるので、その手順から、そういうようなところから指導していくと案外いいのではないかと思うので、その辺はどういうふうになっているのか。使ってみてから、レセプト見てから、それはそっちだ、あっちだというようなことになってはなくて、そういう手順はどういうふうになっているのかということをお聞きしたかったのが一つ。

この市町村の医師は、今ご存知のとおり年間約7,000人から8,000人という医師が誕生しております。これが一向に国では増やそうとしないと、それが逆に医師不足ということに拍車がかかって、それが医療費の高騰につながっているというのが大きな社会問題になっていると。では医者を増やせばというふうになった時に、増やせば技術が低下すると、だったら建築士みたいに1級医師、2級医師と級を付けて、診られる医師の級を付けて、例えば風邪は2級、大きな手術は1級とかというようなものを付けた方がいいのではないかとということでも、なかなか平行線のような手順ですけれども、そういったような現状のそういったものがどういうふうになっているのか、分かっている範囲内で結構です。こういったものを納めるのはそういったものの中身にも納める金が入っているのではないかとというふうに私は感じたものですから、現状で分かっている範囲内で結構ですから、どういうふうに進んでいるのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

交通事故の場合は、本来は保険会社が入ってその中で進むと思いますが、ただ医療機関からの連絡、その医療機関と本人との調整が、保険者の連絡調整がうまくいくような場合は保険を使ってもいいというような状況もあろうかと思います。その事務的な流れ、大変申し訳ありません。普通は保険会社がやるというところまでしか私もよく分かりません。

それから、医師不足については本当にずっと話をされていて、ここであれば一関市医師会とか保健所とかともいろいろな協議をしながら、最低限、県立病院の勤務医の負担を軽減することを医師会とか医療連携会議の中では話題にはなっているところがございますけれども、なかなか国との調整とかそこまではちょっと分かりかねます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第61号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第16、議案第62号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第62号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

32ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いた

します。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金111万9,000円の減、保険基盤安定繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額111万9,000円の減。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金111万9,000円の減、保険基盤安定負担金の減額でございます。

歳出合計補正額111万9,000円の減。

以上、審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第62号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第17、議案第63号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第63号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

34ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額で説明させて

いただきます。

歳入、1 款使用料、1 項施設使用料 4 2 万 8,000 円、部屋の使用料等の増による追加です。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金 137 万 2,000 円、重油等の燃料費増による一般管理費への財源として繰入金の追加です。

4 款諸収入、1 項諸収入 5,000 円。

歳入合計補正額 180 万 5,000 円。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費 180 万 5,000 円。

歳出合計補正額 180 万 5,000 円。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

3 5 ページの裏でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費の中の 1 4 節、土地借上料、これは 3 8 万円の減ということですが、以前どなただったか議員の中で借上料高いのではないかなんていう話があったのですが、このマイナス分の 3 8 万円というのはどの意味なのか。この計画されたもの、マイナス面、その辺の説明をお願いします。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この土地借上料の減額につきましては、土地の評価替えに伴う単価の改定による減でございます。

議 長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

以前収支のバランスから言って一つの方法として、土地代を安く借上料を、今の時代が時代ですから安くできるものではないのかという質問があった。この件については、前に検討するということであったのですが、このあたりの地代については検討なされていきましたか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

土地の借上料につきましては、土地の評価額に沿ってやるということで進めております。

議 長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

いや、私はそういう答えではなくて、一つの収支の赤字の中で繰入金が多いからそれ一つとして高いのではないかと、それを安くできる方法を交渉したらいかがかということが前にあったものだから、それはできないのかどうか、検討した余地があるのかどうかと、すべきではないかと思うのですが、その辺。標準以上高いのではないかという前の評価を見て、ちょっと忘れましたが、その辺について質問したのです。その辺についていかがですか。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3 時 4 1 分

再開 午後 3 時 4 2 分

---

議長（青木幸保君）

再開します。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

契約している、評価額でということで契約してきていまして、今回みたいに評価替えがあって減額でございますが、契約の相手方もございますので、まずその評価額でという契約で契約してきていますので、そういう検討をしてきているということになるかと思っておりますので、評価額替えがあった時に、それに準じて契約をし直すということになるかと思っております。

議長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

繰入金が毎年続いているようですから、その一環として歳入面を増やす面もあるが、いろんなイベントをしたり何なり、これは確かに一生懸命やられているようですから、歳出面について一般常識の中で、世の中の土地評価が下りてきている中では、そこはかえって上がっているかどうか知りませんが、その評価額聞きたいと思うのですが、一般にそういうような中ですから、幾らでも交渉して幾らでもこの収支の繰入金を少なくするような努力をなされたらいかがかと、前に出ていましたからね、前に 2、3 出ていたから、私はその辺を歳出の資金繰りの一つの一助になったらいかがかと、努力してみたらどうなのかと、またその辺の評価額は一般からして幾ら、決めたからといって永久にその評価、その金額ではない、まけてくれというようなことができないのかと、簡単に言えばだよ、そういうことをです。そのところを、永久ではなくその辺は努力目標だけれどもどうなのかということです。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。



町民福祉課長（青山モト子君）

多分、阿部正人議員には不本意かとは思いますが、まず土地の評価額でやってきているというところでそういう検討をしていって、その評価替えがあるから、ではそのとおり進めようというやってところがございますし、今話したとおり相手ということもありますし、町の中の温泉だけの契約ではなくて他の契約についても、評価額を基準にしてやっているところが多々あるところだと思います。それから、確かに繰入れが多くなっているということで今回重油の部分について繰入れをさせていただきましたが、いろいろと担当課とすれば、入館者数を増やす努力やら、いろんなキャンペーンをしているから部屋の利用料がこうやって上がるのだという努力もしているところがございますので、その辺も見ていただければと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

35ページの裏ですね、1款1項1目11節、この燃料費なのです、173万2,000円、結構大きな金額です。結局一般会計からの繰入れよりも大きな金額で燃料費が補正予算として計上されています。この理由ですね、要するに燃料費の単価が上がったのか、単価がどのくらい上がったのかとかですね、例えば量が増えたのかとかですね、何か原因があるはずなのです、それについて説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

一番とすれば単価の改定があると思います。それとどうしても、前の時にも話をしましたが、入館者数が増えていることによって、それらも若干は温泉の部分には影響しているかと思います。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

分かるのですけれども、大体理由は。だけれども幾らから幾らに単価がもしかして上がったのだよとか、根拠がないとこの数字が出てこないはずなのです、それを聞いているのです。量だったら例えば何リットル予定していたのが何リットルに増えるとかね、何かその辺ところを根拠が明確ではないとやはりこの数字出てこないでしょう、そこのところを説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、重油の単価が今11月の単価で94.5円というような状況で、その辺で今後11月から3月の見込みを見まして不足額を出したということでございます。大変すみません、現在11月の部

分は分かりますが、その前の単価をちょっと承知していなくて、すみません、後ほどのお答えでよろしいでしょうか。

議 長（青木幸保君）

後ほどでいいですか。

2 番（大内政照君）

しようがないです。

議 長（青木幸保君）

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第63号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第64号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の36ページをお開き願います。

議案第64号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

36ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額ですので項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料9万9,000円でございます。

4款諸収入、2項雑入1,000円でございます。

歳入合計10万円でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費10万円でございます。

歳出合計10万円でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

これは補正額10万円になっていますが、支出を見ると積立金で調整しているようですが、現在の積立金は幾らになるのですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

現在、平成24年度6月補正におきましては、5,439万2,875円でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第64号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 1 9、議案第 6 5 号、平成 2 4 年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書 3 8 ページでございます。

議案第 6 5 号、平成 2 4 年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

3 8 ページの裏の第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 186 万円。

2 款使用料及び手数料 223 万円、1 項使用料 221 万円、2 項手数料 2 万円。

6 款諸収入、2 項雑入 111 万 1,000 円の減でございます。

歳入合計 297 万 9,000 円。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費 363 万 2,000 円。

2 款公債費、1 項公債費 6 5 万 3,000 円の減。

歳出合計 297 万 9,000 円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 6 5 号、平成 2 4 年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第20、議案第66号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書41ページでございます。

議案第66号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

41ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料24万4,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金23万8,000円。

歳入合計48万2,000円。

次に歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費48万2,000円。

歳出合計48万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第66号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議 長 ( 青木幸保君 )

挙手全員です。

したがって、議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長 ( 青木幸保君 )

日程第 2 1、議案第 6 7 号、平成 2 4 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 ( 鳥畑正彦君 )

それでは、議案書 4 3 ページでございます。

議案第 6 7 号、平成 2 4 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) の補足説明をさせていただきます。

4 3 ページの裏の第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 2 8 万 8, 000 円、1 項分担金 5 万 9, 000 円の減、2 項負担金 3 4 万 7, 000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 213 万 5, 000 円。

4 款繰入金、2 項基金繰入金 3 0 万円。

歳入合計 272 万 3, 000 円。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費 308 万 5, 000 円、1 項水道管理費 8 万 3, 000 円、2 項営繕費 280 万円、3 項水道事業費 2 0 万 2, 000 円。

2 款公債費、1 項公債費 3 6 万 2, 000 円の減。

歳出合計 272 万 3, 000 円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ( 青木幸保君 )

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番 ( 佐々木雄一君 )

1 款 1 項水道管理費のこの部分、時間外手当と光熱水費が増えて、揚水機場等管理委託料が減額になっていますが、これら関連していることだと思うのですが、事情をご説明願えます。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この時間外の手当ての増額につきましては、長島簡水事業の区域内での漏水事故が最近非常に多発しておりまして、その関係で時間外を今回また補正をしたという状況でございます。

次に光熱水費でございますが、これにつきましては使用料等も増えているということと、電気が若干値上がりやを8月以降しているということから、今回補正をするものでございます。

次に、揚水機場等管理委託料40万円の減でございますが、これにつきましては揚水機場の周り、配水池も含めてですが、草刈りをお願いしていました。それと水道のメーターの検針をした後に、また独自にお願いをして違う方に再検針というのをやっておりますが、その費用が少なくなったということから今回減額したものでございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

草刈り等は放射能の関係でやっていないということなのか、あと再検針しないというのはどういう事情なのですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

揚水機場の草刈りは例年のおりやっておりますが、前と違うところに委託していたのを緊急雇用等の方も含めてやったために少なくなったということで、草刈りそのものはやっております。

次に、最近私舌足らずでございましたが、実は水道メーターについてはそれぞれの地域のメーター検針員に1回は検針をしてもらうわけですが、その中で異常な水量等があった場合、漏水ということもありますので、それについては違う方をお願いして再検針をして、漏水であるか現に使ったのであるか等を確認しているというその件数が今回は少なかったということから減額したということでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第67号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第22、議案第68号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書47ページでございます。

議案第68号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

47ページの裏をお開きいただきます。

平成24年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額でございますので、目の補正額でご説明をいたします。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益55万円。

収入合計55万円。

次に支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費55万円。

支出合計55万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第68号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後4時03分

再開 午後4時05分

---

議 長 (青木幸保君)

再開いたします。

日程第23、同意第7号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長 (菅原正義君)

それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

議案書その2の1ページでございます。

同意第7号の提案理由を申し上げます。

監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字西風39番地25。氏名、石川長善。生年月日、昭和22年3月29日。

この同意案件は、内藤和雄代表監査委員が平成25年2月7日をもって任期満了になりますことから、新たに石川長善氏を代表監査委員として迎えたく同意をお願いしようとするものでございます。

石川長善氏の経歴をご紹介します。昭和40年3月に岩手県立第二高等学校普通科を卒業され、同年4月に一関信用金庫に入行。本店預金課勤務を皮切りに、平泉支店、山目支店、花泉支店に勤務され、平成元年4月から平成5年3月まで平泉支店次長、平成5年4月から平成12年2月まで本店次長、平成12年3月から平成14年2月まで本部人事課次長、平成14年3月から平成19年3月まで本部総務課調査役を務められ退職いたしました。平成21年7月からは

人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第7号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第7号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後4時08分

再開 午後4時13分

---

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第24、発議第9号、医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出者、私、寺崎敏子。賛同者、高橋幸喜議員、小松代智議員、佐々木雄一議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員でございます。

次のページを開いてください。

朗読をもって説明とさせていただきます。

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）。

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安

全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国、岩手県に要望します。

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを増員すること。

3、国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月13日、岩手県平泉町議会。

よろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号、医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第25、発議第10号、30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

発議第10号、30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出するものであります。

提出者は私、佐々木雄一。賛成者、升沢博子、佐藤孝悟、寺崎敏子の各議員でございます。

それでは提案理由を、原案を読み上げて提案したいと思います。

30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、30人以下学級の実現及び義務教育費国庫負担制度拡充について、特段の配慮をされたい。

理由。昨年、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が国会において成立した。30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、国レベルでの少人数学級の推進に向けた取り組みが始まった。しかし、日本は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、今後とも、少人数学級の着実な推進が必要である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神であるが、教育予算について、GDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位であることや、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫していることなどから、その拡充が必要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、国においては、平成25年度の政府の予算編成において、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、少人数学級を引き続き推進すること。また、その具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。

2、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月13日、岩手県平泉町議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第10号、30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって、平成24年第4回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後4時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 石 川 章

同 小松代 智